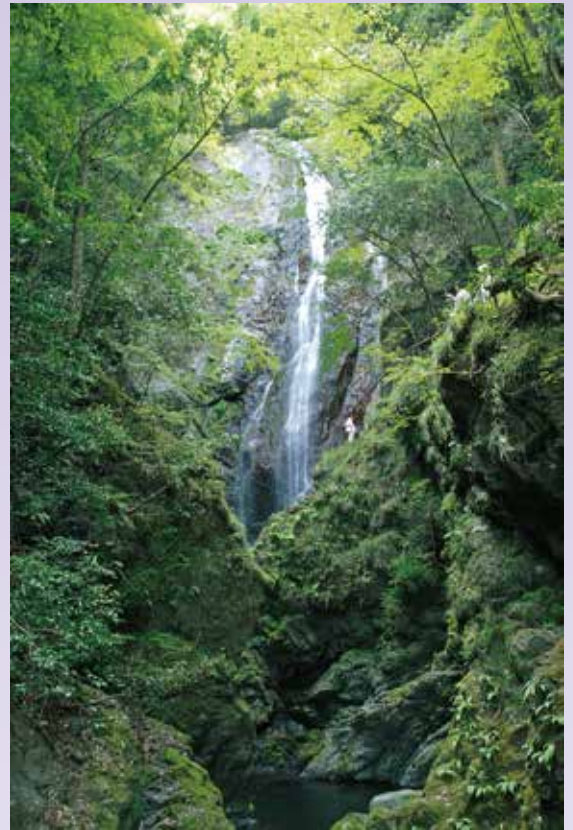


阿波の自治



2

巻頭言

「人口減少社会」に 対応した地方自治

石井町長 小林 智 仁



5

特集

平成28年度 地方財政計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 西 森 修 …… 5

平成28年度 地方債計画の概要等について

市町村課主任（企画財政担当） 吉 成 孝 文 …… 16

平成28年度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 美 吉 克 春 …… 25

31

地方自治雑感

「鳴門市総合戦略」 ～なると未来づくり総合戦略～

鳴門市事業推進監兼企画総務部長 林 泰 右

34

市町村情報

お国自慢コーナー

三好市	34
つるぎ町	36
東みよし町	38

研修生だより

研修の思い出	三好市環境課主幹	近藤嘉男	……	40
研修の思い出	神山町健康福祉課係長	原田幸	……	42

アカデミーレポート

全国市町村国際文化研修所

「地域の活力創造～攻めの農林水産業の展開～」を受講して

阿波市産業経済部農業振興課主事補	原田裕人	……	44
------------------	------	----	----

46

市町村におけるテレワークの導入について

市町村課主事（行政担当）	奥村竜一郎	……	46
--------------	-------	----	----

普通交付税における交付税検査について

市町村課主事（企画財政担当）	坂東征二	……	50
----------------	------	----	----

地方財政の健全化の見直しについて

市町村課主事（企画財政担当）	平山遼太	……	56
----------------	------	----	----

「四国の右下」南部圏域における移住・定住施策について

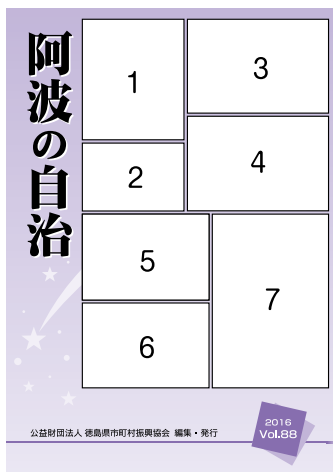
南部総合県民局経営企画部主事（地域振興担当）	齋藤千絵	……	60
------------------------	------	----	----

「にし阿波BIZ」とは？

西部総合県民局企画振興部主事（にし阿波振興担当）	吉本晃子	……	63
--------------------------	------	----	----

こちら編集部	……	68
--------	----	----

※執筆者の所属及び役職名は平成28年3月31日現在のもので掲載しています。



■表紙写真 上勝町

- 1 棚田ウェディング
- 2 RISE & WIN (正木)
- 3 淵神の塔 (正木)
- 4 山犬嶽の苔 (生実)
- 5 月夜の棚田 (旭)
- 6 射手座造船所 (傍示)
- 7 百間滝 (生実)



「人口減少社会」に対応した地方自治

石井町長
小林智仁

はじめに

石井町は、京都、徳島市の西側に隣接し、町域面積は二八・八五平方キロメートル、東西約六キロメートル、南北約五・五キロメートルのほぼ正方形をしており、コンパクトなまちの中で約二五、六〇〇人の住民が暮らしています。

一九五五(昭和三十)年三月に一町四村が合併して誕生し、徳島市のベッドタウンとして発展してきました。町の南側は、緑濃い四国山地、北側は、清流吉野川からもたらされた肥沃な平地が広がり、古くから農業が盛んな一方で、都市機能と自然環境が調和した暮らしやすいまちです。

古くは弥生時代から町内で水稲栽培が開始され、人々の生活が始まっているなど、歴史と文化、伝統が息づくまちでもあります。

進む少子高齢化・人口減少

地域社会を取り巻く環境は、科学技術等の飛躍的な発展、急速に進行する少子高齢化、国際化とボーダレス社会の到来などにより変化し続けています。

特に、少子高齢化問題については、平成二十七年国勢調査の速報値において、日本全体の人口が前回調査に比べ減少したとの発表があり、国家レベルで人口減少が始まっていることが明らかになりました。

本町においても、住民の皆様方から「近所に年寄りはどういうお声で、子どもはおらんなあ。」という声をよくお聞きします。

私自身、現在三十七歳、三人の子どものお父さんであり、子育て真っ盛り「子育て世代」でもあります。子ども達を見ていると、私が子どもの頃と比べて子どもの数が減っている

と実感させられています。

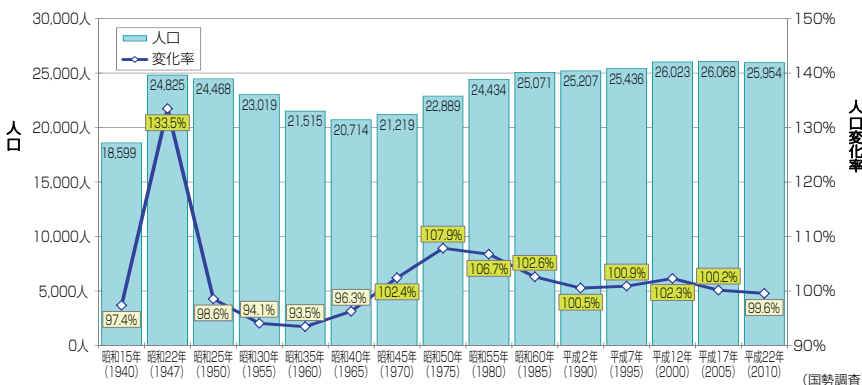
まち・ひと・しごと創生法

人口減少への対応が課題となるなか、平成二十六年十一月、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。本町においても、平成二十七年年度において「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、石井町版の「人口ビジョン」、「総合戦略」の策定に取りかかりました。

人口の動向

人口減少への対応策を探るには、まず、人口の現状を分析し、人口の将来展望を描く必要があります。

人口と人口変化率の推移



本町の総人口は、平成十七年国勢調査にて二六、〇六八人に達しましたが、平成二十二年調査では二五、九五四人と人口減少に転じ、平成二十七年調査（速報値）では二五、六〇〇人となっており、緩やかであるものの、人口減少傾向が続いています。

平成二十二年から平成二十六年の五年間における本町の人口動向を見てみると、出生数と死亡数の差である自然動態は五年間で五七八人減少しています。また、転入者と転出者の差である社会動態は五年間で一四一人増加となっています。

石井町の高齢化率は、平成二十七年三月三十一日時点で二八・八%と高い割合を示しており、団塊の世代の高齢化により二〇四〇年までは死亡数の増加が見込まれている一方、合計特殊出生率は過去五年間平均で一・三五となっており、国・徳島県の平均を下回っています。このことから、自然動態の減少傾向は、今後もしばらく続くことが見込まれます。

住民アンケート

今後の人口動向を探るため、十五歳以上四十五歳未満の町民から二、〇〇〇人を無作為に抽出し、「地方創生に関する住民アンケート」を実施しました。

理想的な子どもの数については、「二人」（五一・六%）が最も多く、次いで「三人」（三二・〇%）、「一人」（三・八%）となっており、無回答を除く理想的な子どもの数の平均は「二・三三人」となっています。これは、人口置換水準（人口が均衡した状態となる水準）である「二・〇七」を上回るという、出生率の上昇に希望が持てる結果が出ています。

また、人口減少に対して町が取り組むべきこととしては、結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組みを求める声が、最も多くなっています。働き場所については、「町外」五〇・八%、「町内」二二・八%となっており、町内だけでは雇用の場を確保することは難しいものの、周辺市町村で働く人に「住む場所」として選ばれていることが見えてきます。周辺市町村のベッドタウンというのが、本町の特性の一つと言えます。

石井町の自慢について、自由意見で伺ったところ、四三六人から五五五件の意見が寄せられました。

石井町の自慢

- ・自然が豊か（九十四件）
- ・子育てしやすい（八十二件）
- ・ふじっこちゃん（四十七件）
- ・生活がしやすい（四十二件）
- ・農作物が豊富・美味しい（四十一件）

- ・交通の便が良い（三十六件）
- ・商店が豊富・賑わっている（二十九件）
- ・地域のイベント（夏まつり等）（二十八件）
- ・藤の花（二十二件）
- ・四銀いしいドーム（十四件）



特産品化を目指す『藤野菜』（紫野菜）



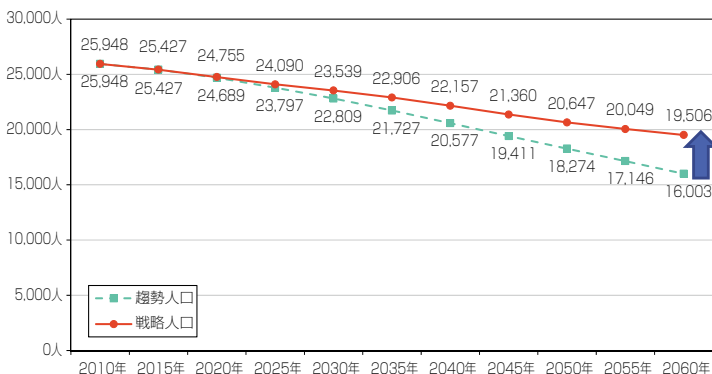
豊かな自然（吉野川第十堰）

石井町人口ビジョン

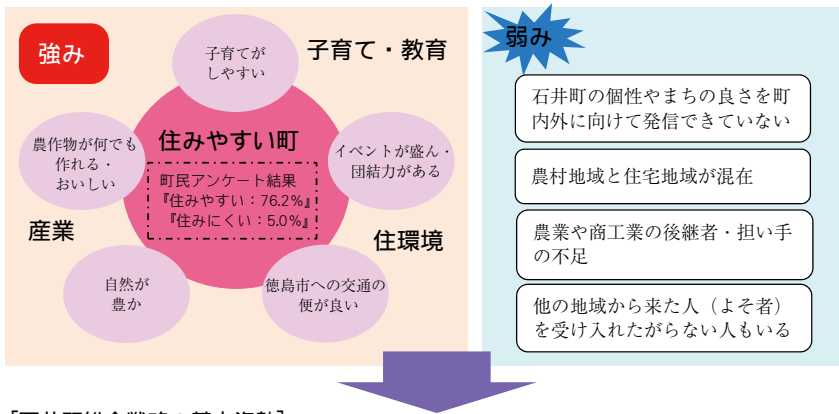
「子育てしやすい」、「生活がしやすい」、「交通の便が良い」、「商店が豊富・賑わっている」という「住み良さ」に繋がることが自慢として挙げられたことに、これまで「住みよさの総合力を高める」ことを基本方針として町政運営をしてきたことの結果が現れたと感じました。

「石井町人口ビジョン」では、先に述べたような人口動向が続いた場合、二〇六〇（平成七十二）年には約一六、〇〇〇人まで減少する見通

戦略人口



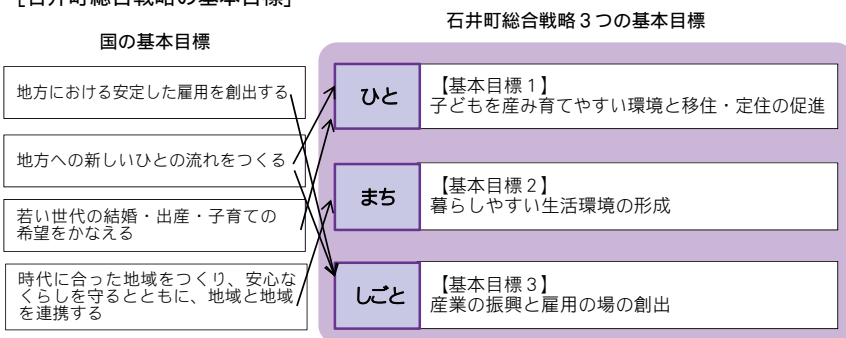
[人口減少社会に対応するための強み・弱み]



[石井町総合戦略の基本姿勢]

住みたい、住み続けたい 選ばれるまち石井町の実現

[石井町総合戦略の基本目標]



石井町総合戦略

しであることを示しています。そこに、住民アンケート結果の分析等を踏まえ、目指すべき将来の方向を「子どもを産み育てやすい環境づくりの整備」、「住み続けたいまち・石井町の環境整備」とし、本町の戦略人口を『二〇六〇年において一九〇〇人〜二〇、〇〇〇人の人口規模を目指す』といたしました。

「石井町人口ビジョン」で示す長期的ビジョンの実現に向け、今後5年間の戦略的な取り組みを明らかにする「石井町総合戦略」においては、『人口減少を抑制すること』『人口減少に備えること』の二つの視点が求められています。石井町総合戦略の策定にあたり、産・官・学・金・言の有識者及び住

民代表による「石井町まち・ひと・しごと創生推進会議」を組織し、意見を伺いました。委員の意見やアンケート結果をもとに、上記の基本姿勢、三つの基本目標を柱として、『人口減少の抑制』『人口減少への準備』に取り組みを進めて参ります。

これからの町の「発展」は、これまでの常に「右肩上がり」ではなく、他自治体との連携を図り、効率的かつ効果的な行政運営を推進し、人口が減少していく中においても、住民の皆様ができる限り安心して暮らしていただける環境づくりによる「発展」であると考えています。

今後は、効率的な組織運営や各種事業の事業効果について検討、評価をするとともに、それに基づいて事務事業の見直し、重点化等に努めるなど、これまでも増して効率的、効果的な行政運営に努めていかなければなりません。

「協働」そして、「まちをひとつ」に

私は、「まちづくり」は行政だけで行っていくものではなく、地域住民の皆様方とともに力を合わせ「協働」で行っていくことが大切であると思っています。

この「協働」は、単に住民の方に公共サービスの担い手となっていただくといった狭義の「協働」だけで

はなく、地域社会で活動するあらゆる主体が知恵を出し合い、お互いを高め合いながら理想を追及し、豊かな未来への創造に積極的に参画していただくことと思っております。そのことが、さらにまちを発展させていくために必要不可欠な要素だと思っています。

住民の皆様方のお知恵や経験をお借りし、ご意見に真摯に耳を傾け、「町を一つに」し、オール石井町として次世代に誇れるまちづくり、協働、協治のまちづくりを行っていきたいと思っています。そのことが人口減少、少子・高齢化という経験したことのない時代を乗り越えるために必要なことだと感じています。

石井町は自然に恵まれ、地理的にも徳島市と隣接し、まだまだ発展していくことができる可能性を残した町と思っています。

私は、中国四国地方において最年少の首長です。この若さを生かし、石井町の可能性を引き出すため、住民の皆様と協働し、何事にも前向きに力強く取り組み、今までのこの社会を築き上げてきてくれた高齢者の方々、先輩方を永続的に支え、元気で活気あふれ持続可能なまちづくりに努めていきたいと考えております。

平成二十八年年度

地方財政計画の概要について

市町村課係長（企画財政担当） 西 森 修

1 はじめに

「地方財政計画」は、地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」のことであり、同条の規定により、国会に提出するとともに、一般への公表が義務付けられています。

この計画は、人口や産業集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、地方団体がその重要な責任を果たすことができるよう、

○ 地方交付税制度と関連して、地方財源を保障する機能

○ 地方団体における当該年度の「財政運営の指針」としての機能

○ 「国家財政・国民経済等との整合性」を確保する機能を担っています。

2 平成二十八年度の地方財政計画

平成二十八年度の地方財政計画は、二月九日に閣議決定され、国会に提出されるとともに、一般にも公開されています。なお、平成二十八年度以降における東日本大震災からの復旧・復興については、被災地が自立し、地方創生のモデルとなる復興を目指す「復興・創生期間」に移行しますが、引き続き「通常収支分」と「東日本大震災分」に区分して整理されています。

（1）通常収支分（資料①、②）

通常収支分においては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面では、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を反映した計上が行われる一方、国の取り組みと基調を合わせ

た歳出改革が行われています。

一方、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」（平成二十七年六月三十日閣議決定）、いわゆる「骨太の方針」で示された「経済・財政再生計画」に沿って、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成二十七年地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置が講じられています。

通常収支分の概要は次のとおりです。

【規模】

通常収支分の歳入歳出規模は、八五兆七五九三億円（前年度比十四八八三億円、+〇・六%）、地方一般歳出の規模（歳出総額から、公債費、公営企業繰出金のうち企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く）

は、六九兆九一三七億円（前年度比＋五九八六億円、＋〇・九％）、また一般財源総額は、六一兆六七九二億円（前年度比＋一三〇七億円、＋〇・二％）、不交付団体水準超経費を除いた額では、六〇兆二九二億円（前年度比＋六〇七億円、＋〇・一％）となっており、いずれも前年度を上回る額が確保されています。

【ポイント】

平成二十八年度地方財政計画・通常収支分のポイントとしては、六点挙げられます。

○ 一般財源総額の確保と質の改善

毎年度、地方六団体等から強く要請しているところですが、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、地方公共団体が安定的な財政運営を行えるよう、前年度を上回る額が確保されています。また、地方税・地方譲与税等が大きく伸び、リーマンショック以前の水準にまで回復することが見込まれる中で、地方交付税総額については、前年度とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行額についても、前年度に比べて△七三七〇億円（△一六・三％）の減と、大幅に

資料①

平成28年度の地方財政の姿

1 通常収支分		
① 地方財政計画の規模	85兆7,593億円	(前年度比＋4,883億円、＋0.6%)
② 地方一般歳出	69兆9,137億円	(同 +5,986億円、＋0.9%)
③ 一般財源総額	61兆6,792億円	(同 +1,307億円、＋0.2%)
・水準超経費除き	60兆2,292億円	(同 +607億円、＋0.1%)
④ 地方交付税の総額	16兆7,003億円	(^㉗ 16兆7,548億円、▲546億円、▲0.3%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	41兆1,344億円	(^㉗ 40兆1,773億円、＋9,571億円、＋2.4%)
⑥ 臨時財政対策債	3兆7,880億円	(^㉗ 4兆5,250億円、▲7,370億円、▲16.3%)
⑦ 財源不足額	5兆6,063億円	(^㉗ 7兆8,205億円、▲2兆2,142億円、▲28.3%)
2 東日本大震災分		
(1) 復旧・復興事業		
① 震災復興特別交付税	4,802億円	(^㉗ 5,898億円、▲1,096億円、▲18.6%)
② 規模	1兆7,799億円	(^㉗ 2兆60億円、▲2,261億円、▲11.3%)
(2) 全国防災事業		
規模	1,310億円	(^㉗ 4,905億円、▲3,595億円、▲73.3%)

資料②

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、％）

区 分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) / (B)
歳 入	地方 税	387,022	374,919	12,103	3.2
	地方 譲 与 税	24,322	26,854	△ 2,532	△ 9.4
	地方 特 例 交 付 金	1,233	1,189	44	3.7
	地方 交 付 税	167,003	167,548	△ 546	△ 0.3
	国 庫 支 出 金	132,184	130,733	1,451	1.1
	地 方 債	88,607	95,009	△ 6,402	△ 6.7
	うち 臨 時 財 政 対 策 債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
	うち 財 源 対 策 債	7,900	7,800	100	1.3
	使 用 料 及 び 手 数 料	16,247	16,044	203	1.3
	雑 収 入	41,643	40,689	954	2.3
	復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 79	—	△ 79	—
	全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 589	△ 275	△ 314	114.2
	計	857,593	852,710	4,883	0.6
	一 般 財 源 (水 準 超 経 費 を 除 く)	616,792 602,292	615,485 601,685	1,307 607	0.2 0.1
歳 出	給 与 関 係 経 費	203,274	203,351	△ 77	△ 0.0
	退 職 手 当 以 外	185,807	185,291	516	0.3
	退 職 手 当	17,467	18,060	△ 593	△ 3.3
	一 般 行 政 経 費	357,931	350,589	7,342	2.1
	補 助	190,004	185,490	4,514	2.4
	単 独	140,374	139,964	410	0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,053	15,135	△ 82	△ 0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,500	—	2,500	皆増
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	4,450	8,450	△ 4,000	△ 47.3
	公 債 費	128,051	129,512	△ 1,461	△ 1.1
	維 持 補 修 費	12,198	11,601	597	5.1
	投 資 的 経 費	112,046	110,010	2,036	1.9
	直 轄 ・ 補 助	57,705	57,252	453	0.8
	単 独	54,341	52,758	1,583	3.0
	うち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	うち 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費	2,000	1,000	1,000	100.0
	公 営 企 業 繰 出 金	25,143	25,397	△ 254	△ 1.0
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,905	16,247	△ 342	△ 2.1
	そ の 他	9,238	9,150	88	1.0
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	14,500	13,800	700	5.1	
計	857,593	852,710	4,883	0.6	
(水 準 超 経 費 除 く)	843,093	838,910	4,183	0.5	
地 方 一 般 歳 出	699,137	693,151	5,986	0.9	

抑制されており、一般財源の質が改善されています。

○重点課題対応分の創設

地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システムの改革等に取り組むために必要な経費として「重点課題対応分」が創設され、二五〇〇億円が計上されています。

○まち・ひと・しごと創生事業費の確保

地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成二十七年に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成二十八年において同額の一兆円が確保されています。

また、内閣府が所管する地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、同交付金の地方負担に応じて地方財政措置が適切に講じられることとされています。

○公共施設等の老朽化対策の推進

総務省からの要請により、平成二十

八年度中にほぼ全ての団体に「公共施設等総合管理計画」が策定される見込みであることから、「公共施設等最適化事業費」が増額されるとともに、決算等を踏まえて公共施設等の維持補修費についても増額されています。

○歳出特別枠と交付税の別枠加算

歳出特別枠や交付税の別枠加算といったリーマンショック後の歳入・歳出両面の特別措置については、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切り替えが求められています。

こうした状況を踏まえ、歳出特別枠については、四〇〇〇億円が減額されていますが、前述の「重点課題対応分」と「公共施設の老朽化対策に係る経費」により同額が確保されており、全体としては前年度と同水準が確保されています。また、別枠加算については、地方税収の状況等を踏まえ、前年度とほぼ同程度の地方交付税総額を確保した上で廃止されています。

○地方財政の健全化

地方税・地方譲与税等が大きく伸び、リーマンショック以前の水準まで回復することが見込まれており、このこと

に伴い、折半対象財源不足が前年度から大幅に減少しています。また、交付税特別会計借入金についても、計画どおり着実に償還がなされています。

【歳出】

歳出の概要については次のとおりです。

○給与関係経費

前年度比で、△七七億円、△〇・〇％の微減となっています。

内訳を見ますと、退職手当以外では、平成二十七年の給与改定に伴う増加分がある一方、地方財政計画上の職員数の純減が見込まれており、前年度に比べて十五三七億円、+〇・三％の微増となっています。

一方、退職手当については、前年度に比べて△五九三億円、△三・三％の減額となっています。

○一般行政経費（単独）

社会保障の充実分等が増額計上されたことなどにより、前年度に比べて十四一〇億円、+〇・三％の増額となっています。なお、震災復興特別交付税で補填される地方税収等の減収分見合の歳出分（三六一億円）については、

東日本大震災分において計上されているために控除されています。

○まち・ひと・しごと創生事業費

地方公共団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地方の実情に応じたきめ細かな施策に積極的に取り組めるよう、前年度同額の一兆円が計上されています。

○重点課題対応分（資料③～⑤）

地方の重点課題に取り組むために必要な経費として、新たに二五〇〇億円が計上されており、その内訳としては、「自治体情報システム構造改革推進事業」が一五〇〇億円、「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進」が五〇〇億円、「森林吸収源対策等の推進」が五〇〇億円となっています。

○地域経済基盤強化・雇用等対策費

地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のために、地域が実施する緊急事業を含め、地域経済活性化や雇用機会の創出などに取り組めるよう、いわゆる「歳出特別枠」として、四四五〇億円が計上されていますが、前述のとおり前年度と比較して

資料④

高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進

- 人口減少や高齢化が著しい地域においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民がくらし続けることができるよう、地域住民が主体となって、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織※の形成）を図る必要がある。
- このことから、高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用を地方財政計画に計上。

【平成28年度における措置（市町村 500億円）】

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活やくらしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費を計上。

(2) 高齢者等のくらしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等）に係る所要の経費を計上。

※ 地域運営組織

地域の生活やくらしを守るため、地域でくらす人々を中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補充しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組みとして、主に小学校区で形成。

資料③

自治体情報システム構造改革推進事業

自治体情報システムにおける自治体クラウドの推進、情報セキュリティ対策、マイナンバー関連システムの運用、地方公会計システムの整備・運用、デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費を地方財政計画に計上（1,500億円）。

1. 自治体クラウドの推進（コスト構造改革）

- 自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費や、データ移行作業、途中解約等システム移行に係る経費（自治体情報セキュリティクラウドを含む。）を計上。

2. 情報セキュリティ構造改革

- マイナンバーの情報連携が始まる平成29年7月までに、都道府県や市区町村が行う、住民情報の流出徹底防止やLGWAN接続系とインターネット接続系の分割等所要のセキュリティ対策を講じるための経費等や、今次導入される自治体情報セキュリティクラウドの運用・管理等に係る経費を計上。

3. マイナンバー制度の基盤になる住基ネット等の運用

- マイナンバーの付番等に用いる住民基本台帳ネットワークシステムの運用経費や中間サーバ・団体内統合宛名システムの運用経費といった情報連携に向けて必要となるシステムの運用に係る経費を計上。

4. 地方公会計システムの整備・運用

- 統一的な基準による財務書類等を作成するために必要となる地方公会計システムの整備・運用に係る経費を計上。

5. デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用

- 平成28年5月末までに消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に移行することから、デジタル化したシステムの運用に係る経費を計上。

森林吸収源対策等の推進

- 地球温暖化対策について、我が国は2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比で3.8%減とすることを国際約束しており、その達成のためには、温室効果ガス排出抑制対策に加え、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- また、平成27年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択された
- このため、平成28年度税制改正大綱も踏まえ、今後市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組に要する経費について、従来の森林・林業振興対策に加え、所要額を地方財政計画に計上

平成28年度事業費 500億円

森林吸収源対策等の推進

- (1) 林地台帳の整備の推進
 - ・森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備
- (2) 森林所有者の確定、境界の明確化、施業の集約化の促進
- (3) 林業の担い手対策
 - ・新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
 - ・就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生の実施 など
- (4) 間伐等により生産された木材の活用
 - ・公共施設への木材利用
 - ・木質バイオマスエネルギーへの活用の推進 など

【歳入】

歳入の概要については、次のとおりです。

○一般財源

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額であり、平成二十八年度においては、六一兆六七九二億円、前年度比十〇・二%と、前年度を一三〇七億円上回る額が確保されています。

○地方税・地方譲与税

地方税の収入見込額は、税制改正後において三八兆七〇二億円、前年度から十一兆二一〇三億円、十三・二%の増額となっており、このうち市町村税は二〇兆六五九八億円、前年度から十一兆九六億円、十〇・八%の増額となっています。

市町村における主要税目では、市町村民税のうちの所得割で十一・一%、固定資産税のうち家屋で十一・四%、軽自動車税で十二・二%とそれぞれ増額が見込まれる一方、市町村民税のうち法人税割で△六・四%の減額が見込まれています。

また、地方譲与税の収入見込額は、主に地方法人特別譲与税の減額により、

△四〇〇〇億円（△四七・三%）の減額となっています。

○維持補修費

最近における実績等を勘案し、地方財政計画と決算との乖離を是正する観点から踏まえ、前年度に比べ、十五九七億円（十五・二%）の増となっています。

○緊急防災・減災事業費

地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災事業に引き続き取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債に

よる措置が継続され、前年度と同額の五〇〇〇億円が確保されています。

○公共施設等最適化事業費

公共施設等総合管理計画の策定団体が増加していること等を踏まえ、当計画に基づく公共施設の集約化・複合化等を一層促進するため、一〇〇〇億円増の二〇〇〇億円が計上されるとともに、公共施設最適化事業債等による地方債措置が継続されています。

二兆四三二二億円、前年度比△二五三二億円、△九・四％の減額となっております。

なお、平成二十八年度税制改正の内容については、本号特集の「平成二十八年度税制改正（市町村税関係）について」をご覧ください。

○地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するために必要な額、一・二三三億円（前年度比＋四四億円、＋三・七％）が計上されています。

○地方債

地方債は、八兆八六〇七億円（前年度比△六四〇二億円、△六・七％）が計上されており、この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、一・一兆二〇八二億円（普通会計分八兆八六〇七億円、公営企業会計等分二兆三四七五億円）となっております。

なお、地方債計画の具体的な内容については、本号特集の「平成二十八年度地方債計画の概要等について」をご覧ください。

【地方交付税】

平成二十八年度の地方交付税に係る国の一般会計から交付税特別会計への繰入額は、法定四税分の一四兆三二九五億円に、一般会計からの加算額の八二八三億円（既往法定分等五五三六億円、臨時財政対策特別加算二七四七億円）を加えた一五兆一五七八億円（前年度比△二五九一億円、△一・七％）となっております。

交付税特別会計から地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、一般会計からの繰入額に、前年度からの繰越金一兆二六四四億円、地方法人税の法定率分六三六五億円、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額二〇〇億円を加えた額から、交付税特別会計借入金に係る償還額四〇〇億円及び借入金の利子支払額一五八四億円を減額した一六兆七〇〇三億円、前年度から△五四六億円、△〇・三％の減額となっております。

平成二十八年度の地方交付税の主な総額確保対策としては、地方財政計画の歳出において、歳出特別枠の縮小分と同じ規模で「重点課題対応分」が創設され、「まち・ひと・しごと創生事業費」について前年度と同額が確保さ

れたことが挙げられます。

その他、地方財政計画では触れられていませんが、「骨太の方針」に基づいて、公共サービスの無駄をなくし、質を改善していく取り組みの一つとして、地方交付税のセーフティネット機能を維持しつつ、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものについて、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する「トツプランナー方式」が導入されることとなりました。平成二十八年度においては、「公立学校の用務員事務」など「十六業務」が着手対象とされていますが、地方公共団体への影響等を考慮して、複数年（概ね三〜五年程度）かけて段階的に反映するとともに、人口規模の違い等の地域の実情を踏まえた算定を行うこととされています。

また、平成の合併による行政区域の広域化を反映した普通交付税算定方法の改正が、引き続き行われます。合併団体を対象にした恒久的措置として、住民サービスの維持・向上や災害対応などに重要な役割を果たしている「支所の財政需要」が平成二十六年度から三年間かけて加算されることとなったことに続き、合併時点では想定されて

いなかった財政需要が順次交付税算定に反映されることとされています。平成二十八年度は、旧市町村における保健センターの運営費等、保健福祉に係る住民サービスに要する経費が新たに加算されるとともに、「保健衛生費」や「その他教育費」、「徴税費」等について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しや人口密度等による需要の割増し、離島の増高経費の見直しを三年間かけて段階的に交付税の算定に反映することとなっています。

さらに、平成二十九年度以降も、標準団体の面積の見直しを踏まえた単位費用の充実や人口密度による補正の新設・充実等について、検討が進められる予定です。(資料⑥)

【地方の財源不足の補填】

平成二十八年度においては、経済の動向を反映して、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するものの、社会保障関係経費の自然増などにより、五兆六〇六三億円の財源不足額が生じる見込みです。

このため、財源不足額のうち、建設地方債（財源対策債）の増発等によっても、なお不足する額（五四九四億円）については、平成二十六年度から

資料⑥

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について(案)

〈平成28年度から見直しを行う項目(案)〉

※各項目の()内の金額は、見直しによる合併団体への影響額

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。

【主な算定項目】

- ① 支所に要する経費の算定
- ② 人口密度等による需要の割増し
- ③ 標準団体の面積を見直し単位費用に反映

【見直し期間】

平成26年度以降5年程度

具体的見直し内容は下記のとおり

年度	費目	見直し内容	影響額(合併団体)
H26～H28	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,477億円
H27～H29	消防費	・標準団体の出張所数等を見直し ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・人口密度による補正を充実	1,071億円
	清掃費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・離島、属島の増高経費を反映(消防、清掃分)	
新 H28～H30	保健衛生費 社会福祉費 高齢者保健福祉費	・標準団体の経費を見直し ・旧市町村単位の保健福祉に係る住民サービス経費を加算	1,100億円程度 (詳細別紙)
	その他の教育費 徴税費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・離島、属島の増高経費を反映(保健福祉等分)	
	H29以降	農業行政費 小・中学校費等	
合 計			6,700億円程度

- 保健衛生費 (730億円程度)
- 社会福祉費 (110億円程度)
- 高齢者保健福祉費 (55億円程度)

・標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に伴い、保健福祉関係3費目の標準団体における経費を見直し、単位費用に反映

・旧市町村における以下の対象経費を加算

(1) 対象経費
旧市町村における保健センター運営費等保健福祉に係る住民サービス経費

(2) 算定方法

① 次の算式により旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとに算定

標準的な上記(1)の経費 × 所管区域人口の多寡による補正

※人口8,000人規模の旧市町村の場合、上記による加算額は4,500万円程度

② 旧市町村ごとに算定した①の需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算(合併算定替の需要額には加算しない)

- その他の教育費 (100億円程度)
- 徴税費 (120億円程度)

・標準団体の面積の見直し(160km²→210km²)に伴い、標準団体における経費を見直し、単位費用に反映

・公民館及び徴税に要する経費について、人口密度に応じた補正を充実

➢ 離島の対応 (15億円程度)

・離島団体の保健福祉等に係る増加経費について、隔遠地補正・属島補正を充実し、需要額を割増し

➢ 上記について、平成28年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映

平成二十八年度の間において適用される国と地方の折半ルールに基づき、国負担分は、国の一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算（臨時財政対策特別加算）により、地方負担分は、地方財政法第五条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填されることとなっています。

（2）東日本大震災分（資料①、②）

東日本大震災分については、被災団体をはじめとした地方の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえて実施する全国防災事業について、通常収支分とはそれぞれ別枠で整理されており、所要の事業費及び財源が確保されています。

歳入歳出規模は、復旧・復興事業では、一兆七七九億円、全国防災事業では、一三〇億円が計上されています。

東日本大震災分のポイントは次のとおりです。

【震災復興特別交付税】

東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付される震災復興特別交付税については、四八〇二億円が確保さ

れています。

【全国防災事業】

全国防災事業については、平成二十七年をもって終了することとされており、歳出としては公債費のみとなっています。

3 おわりに

平成二十八年度地方財政計画においては、地方税の増収が見込まれるなか、地方交付税の減少を最小限にとどめるとともに、臨時財政対策債の発行を大幅に抑制した上で、前年度を上回る「地方一般財源」が確保され、実質的に一般財源の質が改善しています。

また、これまで本県はじめ地方から求めてきた「まち・ひと・しごと創生事業費」の確保と、それとは別に「地方創生の深化のための新型交付金」の地方負担への地方財政措置が講じられたことは、地方財政に一定の配慮がなされたものとして評価するところです。

しかし、平成二十八年度は「経済・財政再生計画」の初年度でもあり、地方においても、国の取り組みと基調を合わせ徹底した歳出の見直しを迫られる中、別枠加算は廃止され、歳出特別

枠についても実質的な歳出規模は維持されたとはいえ、大幅に減額されたところであり、今後の一般財源総額や地方交付税総額の確保が懸念されるところです。

地方創生に取り組むための財政需要や社会保障関係費の自然増などが見込まれる中、地方交付税の安定的な総額確保は重要な課題です。財源保障や財源調整など制度本来の機能を適切に発揮することはもとより、地方公共団体の財政運営の予見性向上のため、法定率のさらなる引上げにより、安定的な総額確保策を講じることが期待されるところです。

市町村課におきましては、今後とも、県内市町村との連携を一層密にして、「徳島発の政策提言」や全国知事会などを通じた提言活動により、粘り強くその実現を訴えて参りたいと考えております。

資料⑦

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	4,802	5,898	△ 1,096	△ 18.6
	一般財源充当分	79	—	79	皆増
	国庫支出金	12,528	13,717	△ 1,189	△ 8.7
	地方債	331	355	△ 24	△ 6.8
	雑収入	59	90	△ 31	△ 34.4
	計	17,799	20,060	△ 2,261	△ 11.3
歳 出	給与関係経費	104	110	△ 6	△ 5.5
	一般行政経費	5,464	5,723	△ 259	△ 4.5
	補助	4,625	4,481	144	3.2
	単独	839	1,242	△ 403	△ 32.4
	公債費	60	90	△ 30	△ 33.3
	投資的経費	12,024	13,874	△ 1,850	△ 13.3
	直轄・補助	11,648	13,478	△ 1,830	△ 13.6
	単独	376	396	△ 20	△ 5.1
	公営企業繰出金	147	263	△ 116	△ 44.1
計	17,799	20,060	△ 2,261	△ 11.3	

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

区 分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地方税	720	708	12	1.7
	一般財源充当分	589	275	314	114.2
	国庫支出金	—	1,524	△ 1,524	皆減
	地方債	—	2,397	△ 2,397	皆減
	雑収入	1	1	0	0.0
計	1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3	
歳 出	公債費	1,310	983	327	33.3
	投資的経費	—	3,922	△ 3,922	皆減
	直轄・補助	—	3,922	△ 3,922	皆減
計	1,310	4,905	△ 3,595	△ 73.3	

(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) / (B)
入	地 方 税	387,742	375,627	12,115	3.2
	地 方 譲 与 税	24,322	26,854	△ 2,532	△ 9.4
	地 方 特 例 交 付 金	1,233	1,189	44	3.7
	地 方 交 付 税	171,805	173,446	△ 1,642	△ 0.9
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	167,003	167,548	△ 546	△ 0.3
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	4,802	5,898	△ 1,096	△ 18.6
	国 庫 支 出 金	144,712	145,974	△ 1,262	△ 0.9
	地 方 債	88,938	97,761	△ 8,823	△ 9.0
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
	う ち 財 源 対 策 債	7,900	7,800	100	1.3
	使 用 料 及 び 手 数 料	16,247	16,044	203	1.3
	雑 収 入	41,703	40,780	923	2.3
	計	876,702	877,675	△ 973	△ 0.1
一 般 財 源	622,982	622,366	616	0.1	
出	給 与 関 係 経 費	203,378	203,461	△ 83	△ 0.0
	退 職 手 当 以 外	185,911	185,401	510	0.3
	退 職 手 当	17,467	18,060	△ 593	△ 3.3
	一 般 行 政 経 費	363,395	356,312	7,083	2.0
	補 助	194,629	189,971	4,658	2.5
	単 独	141,213	141,206	7	0.0
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,053	15,135	△ 82	△ 0.5
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重 点 課 題 対 応 分	2,500	—	2,500	皆増
	地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	4,450	8,450	△ 4,000	△ 47.3
	公 債 費	129,421	130,585	△ 1,164	△ 0.9
	維 持 補 修 費	12,198	11,601	597	5.1
	投 資 的 経 費	124,070	127,806	△ 3,736	△ 2.9
	直 轄 ・ 補 助	69,353	74,652	△ 5,299	△ 7.1
	単 独	54,717	53,154	1,563	2.9
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 最 適 化 事 業 費	2,000	1,000	1,000	100.0
	公 営 企 業 繰 出 金	25,290	25,660	△ 370	△ 1.4
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	15,905	16,247	△ 342	△ 2.1
	そ の 他	9,385	9,413	△ 28	△ 0.3
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	14,500	13,800	700	5.1	
計	876,702	877,675	△ 973	△ 0.1	
地 方 一 般 歳 出	716,876	717,043	△ 167	△ 0.0	

平成二十八年 度 地方債計画の概要等について

市町村課主任（企画財政担当） 吉成孝文

平成二十八年 度 地方債計画は、平成二十七年十二月二十四日に取りまとめられた。

毎年度の地方債計画は、地方財政法第五条の第三十一項の規定に基づき、同意等を行う地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類として作成、公表されるものであり、地方交付税制度とともに地方財源を保障する役割を担っている。

I 地方債計画の策定方針

平成二十八年 度 地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるように、所要の地方債資金の確保を図るとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるように、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東

日本大震災分のそれぞれについて策定されており、この両者を合計した地方債の総額は、一兆二、四六二億円となり、前年度に比べて九、六〇二億円、七・九%の減となっている。（表1）

表1 平成28年度地方債計画（総括表）

（単位：億円、%）

区分	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
普通会計分	88,938	97,761	△ 8,823	△ 9.0
通常分	42,258	43,811	△ 1,553	△ 3.5
特別分	46,680	53,950	△ 7,270	△ 13.5
臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
財源対策債	7,900	7,800	100	1.3
退職手当債	800	800	0	0.0
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	23,524	24,303	△ 779	△ 3.2
総計	112,462	122,064	△ 9,602	△ 7.9
通常分	65,782	68,114	△ 2,332	△ 3.4
特別分	46,680	53,950	△ 7,270	△ 13.5

（注）公営企業会計等分はすべて通常分である。

II 地方債計画の主な特色

1 通常収支分

(1) 概況

平成二十八年度地方債計画の通常収支分については、地方財政の見通しに基づき、さらに公営企業会計等分については、地方公共団体の所要額等を勘案して決定されている。

総計では、普通会計分が八兆八、六〇七億円、公営企業会計等分が二兆三、四七五億円で、合わせて一兆二、〇八二億円が計上されており、前年度に比べて七、一六〇億円、六・〇%の減となっている。(表2)

これは、地方税・地方譲与税等が増収となり、臨時財政対策債が前年度に比べて七、三七〇億円の大幅減となったことが主な要因である。

(2) 主な特色

① 公共施設の最適配置の推進

公共施設等総合管理計画に基づき実施する、既存の公共施設の集約化・複合化や転用、除却に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設最適化事業債を大幅に増額するなどの対応が図られている。

具体的には、集約化・複合化事

業については、公共施設最適化事業債が前年度の四一〇億円から一、一三〇億円へ大幅増、転用事業については、地域活性化事業債(内数)が前年度の九〇億円から一一〇億円へ増、除却事業については、一般事業債(内数)が前年度の三四〇億円から四八〇億円へ増となっている。

各市町村におかれては、これらの措置を活用し、公共施設の最適配置など、公共施設等総合管理計画に基づく取り組みの推進を図っていただきたい。

② 過疎対策事業の推進

引き続き、地方創生(特に「しごと」づくり)に寄与する事業を推進するため、過疎対策事業債が前年度の四、一〇〇億円から四、二〇〇億円へ増となっている。

なお、平成二十七年に過疎対策事業債の対象となるハード事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業について、「地方創生特別分」として、同意等予定額を定める際に他の事業に優先することとされた取扱いについては、地方版総合戦略の対象期間である平成三十一年度まで継続すること

とされている。

過疎市町村におかれては、当該「地方創生特別分」の積極的な活用により、地方創生に関する取り組みの推進を図っていただきたい。

③ 緊急防災・減災事業の推進

引き続き、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債が前年度と同額の五、〇〇〇億円計上されている。

④ 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額が計上されている。

⑤ 公営企業会計の適用の推進

地方公営企業への公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用に要する経費について、公営企業債の対象とすることとし、所要額が計上されている。

⑥ 臨時財政対策債の発行

表2

平成28年度地方債計画
(通常収支分)

(単位：億円、%)

項 目	平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	16,389	212	1.3
2 公営住宅建設事業	1,141	1,126	15	1.3
3 災害復旧事業	711	647	64	9.9
4 教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36	1.1
(1) 学校教育施設等	1,248	1,232	16	1.3
(2) 社会福祉施設	381	376	5	1.3
(3) 一般廃棄物処理	657	649	8	1.2
(4) 一般補助施設等	569	562	7	1.2
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
5 一般単独事業	21,474	20,543	931	4.5
(1) 一般	4,362	4,351	11	0.3
(2) 地域活性化	690	490	200	40.8
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化	1,130	410	720	175.6
6 辺地及び過疎対策事業	4,665	4,565	100	2.2
(1) 辺地対策	465	465	0	0.0
(2) 過疎対策	4,200	4,100	100	2.4
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	49,132	48,074	1,058	2.2
二 公営企業債				
1 水道事業	4,473	4,334	139	3.2
2 工業用水道事業	222	178	44	24.7
3 交通事業	1,654	1,786	△ 132	△ 7.4
4 電気事業・ガス事業	178	164	14	8.5
5 港湾整備事業	461	544	△ 83	△ 15.3
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	4,116	318	7.7
7 市場事業・と畜場事業	458	2,096	△ 1,638	△ 78.1
8 地域開発事業	699	805	△ 106	△ 13.2
9 下水道事業	11,597	10,981	616	5.6
10 観光その他事業	94	114	△ 20	△ 17.5
計	24,270	25,118	△ 848	△ 3.4
合 計	73,402	73,192	210	0.3

(単位：億円、%)

項目	平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
総 計	(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
内 普通会計分	88,607	95,009	△ 6,402	△ 6.7
内 訳 公営企業会計等分	23,475	24,233	△ 758	△ 3.1
資金区分				
公 的 資 金	46,115	49,578	△ 3,463	△ 7.0
財 政 融 資 資 金	28,076	30,381	△ 2,305	△ 7.6
地方公共団体金融機構資金	18,039	19,197	△ 1,158	△ 6.0
(国の予算等貸付金)	(302)	(345)	(△ 43)	(△ 12.5)
民 間 等 資 金	65,967	69,664	△ 3,697	△ 5.3
市 場 公 募	36,900	40,000	△ 3,100	△ 7.8
銀 行 等 引 受	29,067	29,664	△ 597	△ 2.0

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として 44 億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第五条の特例として、前年度に比べて七、三七〇億円、一六・三%減の三兆七、八八〇億円が計上されている。

⑦ 退職手当債の延長

将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、地方財政法第五条の特例として、退職手当債の措置を延長することとし、所要額が計上されている。

2 東日本大震災分

平成二十八年度地方債計画の東日本大震災分については、復旧・復興事業として、総計で三八〇億円が計上されており、前年度に比べて四五億円、一〇・六%の減となっている。(表3)
なお、全国防災事業については、平成二十七年限りで終了することとなったため、地方債計画からも区分ごと削除されている。

Ⅲ 地方債資金の確保

平成二十八年度地方債計画の資金の構成は、表2、表3のとおりとなっている。

通常収支分の公的資金(財政融資資

表3

平成28年度地方債計画
(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100	
一般会計債							
	公営住宅建設事業	323	345	△	22	△	6.4
	災害復旧事業	18	33	△	15	△	45.5
	一般単独事業	8	10	△	2	△	20.0
公営企業債							
	水道事業	1	2	△	1	△	50.0
	病院事業・介護サービス事業	0	1	△	1	△	100.0
	市場事業・と畜場事業	4	2		2		100.0
	下水道事業	22	17		5		29.4
被災施設借換債		4	15	△	11	△	73.3
国の予算等貸付金債		(15)	(20)	(△)	5)	(△)	25.0)
総 計		(15)	(20)	(△)	5)	(△)	25.0)
		380	425	△	45	△	10.6
内 訳	普 通 会 計 分	331	355	△	24	△	6.8
	公 営 企 業 会 計 等 分	49	70	△	21	△	30.0
資 金 区 分	公 的 資 金						
	財 政 融 資 資 金	259	290	△	31	△	10.7
	地方公共団体金融機構資金	121	135	△	14	△	10.4
	(国の予算等貸付金)	(15)	(20)	(△)	5)	(△)	25.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

項 目		平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)		増 減 率 (C)/(B)×100	
一般会計債							
	全国防災事業	—	2,397	△	2,397		皆減
総 計		—	2,397	△	2,397		皆減
内 訳	普 通 会 計 分	—	2,397	△	2,397		皆減
	公 的 資 金						
資 金 区 分	財 政 融 資 資 金	—	2,019	△	2,019		皆減
	地方公共団体金融機構資金	—	378	△	378		皆減

金、地方公共団体金融機構資金) については、前年度と同程度の割合が確保され、所要額として、四兆六、一一五億円(前年度比三、四六三億円、七・〇%減、構成比四一・一%)が確保されている。

また、東日本大震災分については、関連する事業が円滑に推進できるよう、所要額の全額が公的資金で確保されている。

一方、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとされている。

IV 地方公営企業の改革に向けた取り組みについて

公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化に取り組むことが必要である。

このような状況の中、総務省は、「経営状況の把握と管理」については、「公営企業会計の適用」を、「経営改革」については中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請している。

1 公営企業会計の適用の推進

平成二十七年一月二十七日に総務大臣通知、自治財政局長通知が発出され、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等をよりの確に行うためには、公営企業会計を適用し、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要であるとされている。(資料1)

具体的には、

○平成二十七年年度から平成三十一年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする

○下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け

- ・ 都道府県及び人口三万人以上の市区町村等については、公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口三万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要
- ・ その他の事業も実情に応じて移行が望ましい

などとされている。

各市町村におかれては、総務省が策定・公表している「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」や、公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するために措置されている公営企業

債(平成二十七年年度〜平成三十一年度)等を適切に活用しながら、公営企業会計の適用が円滑に実施できるよう、着実な取り組みをお願いしたい。

2 「経営戦略」の策定

平成二十六年八月二十九日、平成二十八年一月二十六日に公営企業三課室長通知が発出され、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が要請されている。(資料2)

具体的には、

- 「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成二十八年度から平成三十年度までの間、集中的に策定を推進し、平成三十二年度までに策定率一〇〇%を目指す
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化(平成二十九年年度〜)

などとされている。

各市町村におかれては、総務省が策定・公表している「経営戦略策定ガイドライン」や、経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置(平成二十八年度〜平成三十年度)等を適切に活用しながら、実効性の

資料 1

公営企業会計の適用の推進について（要請）

適用推進の要請に至るまでの経緯

平成25年度 「地方公営企業法の適用に関する研究会」における検討等
 ○公営企業会計の適用推進が必要。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に必要性が高い。ロードマップを示すべき。

平成26年 6月 「経済財政運営と改革の基本方針2014」
 ○財政マネジメント強化、PPP/PFI推進支援等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。

平成26年 8月 「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」の発出
 ○公営企業適用促進のスケジュール（平成27年1月頃に正式な要請を行う等）、範囲等について、地方公共団体に周知。

平成27年 1月 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」報告書の取りまとめ
 ○「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の作成。

公営企業会計の適用の推進について（要請）（平成27年1月27日付 総務大臣通知）

※併せて、適用に取り組むに当たっての留意事項を通知（自治財政局長通知）

○計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請。

- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。
 - ・都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口3万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
 - ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

○総務省が講じる支援措置等について周知。

- 公営企業会計適用についてのマニュアルの策定を周知。地方財政措置の拡充、アドバイザーの派遣、研修の実施等を周知。
 - ・経営改革の推進、都道府県が講じることが望まれる支援措置等を助言。

ある「経営戦略」が策定できるよう、着実な取り組みをお願いしたい。

V
おわりに

各市町村におかれては、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に資するため、地方債の発行に当たっては、

当該年度の地方債計画の内容に十分留意いただきたい。また、将来にわたる地方債の発行計画や償還計画等により、総合的な地方債の管理に努めつつ、地方債を効果的に活用することにより、地方創生に関する取り組みや、公共施設の最適配置等の着実な推進をお願いしたい。

なお、平成二十八年度の各事業債の詳細な取扱い等、具体的な起債事務については、総務省が告示する地方債同意等基準や、総務副大臣が通知する地方債同意等基準運用要綱等を踏まえ、適切な事務処理をお願いしたい。

資料 2

「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
 （平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知）

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進（平成32年度までに策定率100%を目指す）
 （平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知）

経営戦略[イメージ]

効率化・経営健全化の取組

広域化、民間の資金・ノウハウ活用（PPP/PFI等）	組織、人材、定員、給与の適正化	その他の経営基盤強化の取組（ICT活用等）
----------------------------	-----------------	-----------------------

↓ 反映 ↓

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ
- 等

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し
- 等

↓ 投資・財政計画の策定 ↓
 （計画期間は基本10年以上）

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営戦略の策定を進めるための方策

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表
- 経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置（平成28年度～30年度）
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化（平成29年度～）など

「経営戦略」の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図る

(参考)

平成28年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,601	16,389	212	1.3
2 公営住宅建設事業	1,464	1,471	△ 7	△ 0.5
3 災害復旧事業	729	680	49	7.2
4 全国防災事業	—	2,397	△ 2,397	皆減
5 教育・福祉施設等整備事業	3,395	3,359	36	1.1
(1) 学校教育施設等	1,248	1,232	16	1.3
(2) 社会福祉施設	381	376	5	1.3
(3) 一般廃棄物処理	657	649	8	1.2
(4) 一般補助施設等	569	562	7	1.2
(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	21,482	20,553	929	4.5
(1) 一般	4,370	4,361	9	0.2
(2) 地域活性化	690	490	200	40.8
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化	1,130	410	720	175.6
7 辺地及び過疎対策事業	4,665	4,565	100	2.2
(1) 辺地対策	465	465	0	0.0
(2) 過疎対策	4,200	4,100	100	2.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	1,000	△ 300	△ 30.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	49,481	50,859	△ 1,378	△ 2.7
二 公営企業債				
1 水道事業	4,474	4,336	138	3.2
2 工業用水道事業	222	178	44	24.7
3 交通事業	1,654	1,786	△ 132	△ 7.4
4 電気事業・ガス事業	178	164	14	8.5
5 港湾整備事業	461	544	△ 83	△ 15.3
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	4,117	317	7.7
7 市場事業・と畜場事業	462	2,098	△ 1,636	△ 78.0
8 地域開発事業	699	805	△ 106	△ 13.2
9 下水道事業	11,619	10,998	621	5.6
10 観光その他事業	94	114	△ 20	△ 17.5
計	24,297	25,140	△ 843	△ 3.4
合 計	73,778	75,999	△ 2,221	△ 2.9

(単位：億円、%)

項目	平成28年度 計画額 (A)	平成27年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 被 災 施 設 借 換 債	4	15	△ 11	△ 73.3
四 臨 時 財 政 対 策 債	37,880	45,250	△ 7,370	△ 16.3
五 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
六 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(317)	(365)	(△ 48)	(△ 13.2)
総 計	(317)	(365)	(△ 48)	(△ 13.2)
	112,462	122,064	△ 9,602	△ 7.9
内 普 通 会 計 分	88,938	97,761	△ 8,823	△ 9.0
内 公 営 企 業 会 計 等 分	23,524	24,303	△ 779	△ 3.2
資 金 区 分				
公 的 資 金	46,495	52,400	△ 5,905	△ 11.3
財 政 融 資 資 金	28,335	32,690	△ 4,355	△ 13.3
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,160	19,710	△ 1,550	△ 7.9
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(317)	(365)	(△ 48)	(△ 13.2)
民 間 等 資 金	65,967	69,664	△ 3,697	△ 5.3
市 場 公 募	36,900	40,000	△ 3,100	△ 7.8
銀 行 等 引 受	29,067	29,664	△ 597	△ 2.0

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特別債

(備考)

- 1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として 44 億円を計上している。
- 2 国の予算等貸付金債の () 書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成二十八年 度 税制改正（市町村税関係）について

市町村課課長補佐（税政担当） 美 吉 克 春

はじめに

平成二十八年年度の税制改正は、平成二十七年十二月十六日に与党において、平成二十八年年度税制大綱（以下「与党大綱」という。）がとりまとめられ、同二十四日に政府において「平成二十八年年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

この与党大綱では、現下の経済情勢等を踏まえ、

①デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

②地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

③消費税一〇%段階での税制措置

④円滑・適正な納税のための納税環境整備

を中心に改正がなされております。

なお、平成二十七年から着手された法人税改革では、成長志向の法人税

改革を更に大胆に推進するとして、財源を確保しつつ、法人税率の引き下げや、法人事業税において、所得割の税率引き下げ及び外形標準課税の拡大等が行われ、法人実効税率の二〇%台への引き下げが前倒しされております。

このような状況の中、平成二十八年年度税制改正が行われたところですが、以下市町村税に関する主な改正内容の概略等をご説明します。

1 法人住民税関係

（1） 地方法人課税の偏在是正（平成二十九年年度）

地方法人課税については、法人の所得を中心に課税されることなどから、利益を上げている大法人が多数存在する大都市への税源の偏在が指摘されており、消費税の引き上げにより、その更なる拡大が懸念されておりました。

このことから、消費税率八%段階に

おいても是正措置がされておりましたが、平成二十九年四月からの消費税率一〇%への引上げ時において、更に制度を拡充し、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることになりました。

これを受けて、法人住民税法人税割の税率が五・九%引き下げられ、その引下げ相当分地方法人税率の引き上げを行い、交付税特会に繰り入れることにより交付税原資として地方に再配分されることとなります。

（標準税率）

道府県民税：三・二%↓一・〇%

（▲二・二%）

市町村民税：九・七%↓六・〇%

（▲三・七%）

地方法人税：四・四%↓一・〇・三%

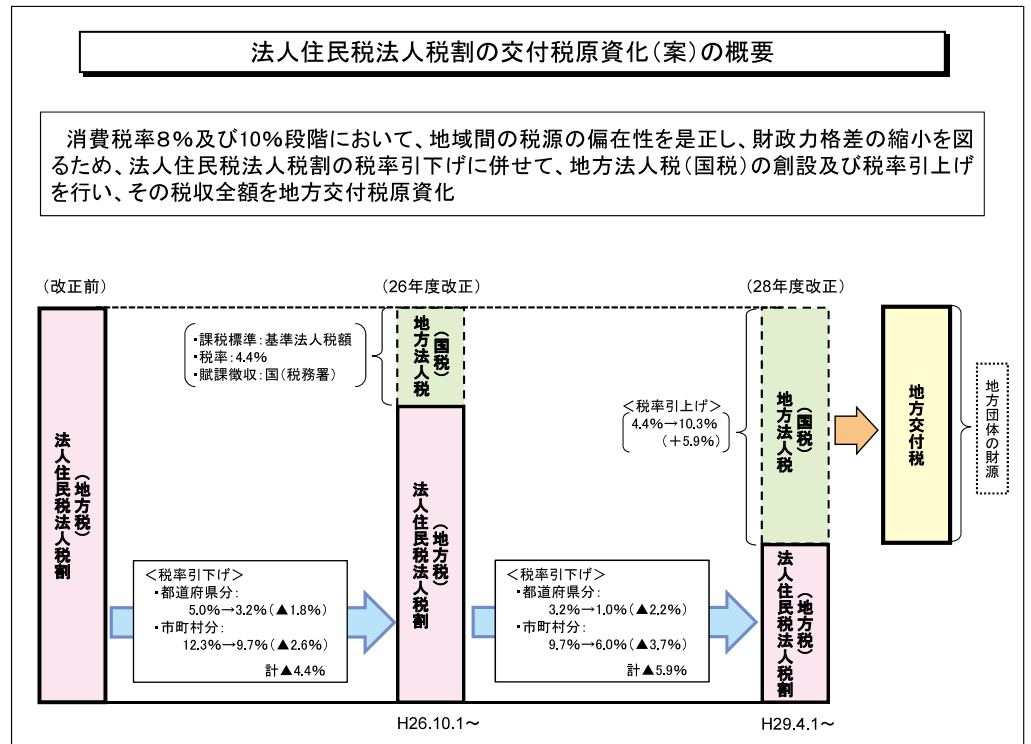
（十五・九%）

また、引き下げられる法人市町村民税法人税割の二・〇%相当分について

は、地方法人特別税等を廃止し、法人事業税に復元した後、法人事業税額の五四％を都道府県から市町村に交付する「法人事業税交付金」が創設され、補填されることになりました。

なお、この交付金の交付基準については、従業者数とされていますが、初年度から三年間については、法人税割額が考慮されます。

表 1



(表1)

従業者数	平成二十九年度: 法人税割額	平成三十年年度: 法人税割額	平成三十一年度: 法人税割額
従業者数	1 / 3	2 / 3	1 / 3
従業者数	2 / 3	1 / 3	2 / 3

(2) 地方応援税制 (企業版ふるさと納税) の創設

我が国の喫緊の課題である地方創生をサポートするため、地方公共団体を地方創生を推進する上で効果が高いとして実施する国の認定を受けた地域再生計画に記載された「まち・ひと・し

ごと創生寄附活用事業」に対して青色申告を実施する法人が改正地域再生法の施行の日から平成三十二年三月三十一日の間に行った寄附について、現行の損金算入措置に加えて、法人事業税、法人住民税法人税割及び法人税から税額控除する制度が創設されました。この制度を活用することにより、寄附法人の負担は、約六割が軽減されることとなります。

(控除基準)

① 法人事業税

寄附金額 × 一〇%

※上限: 当期税額の二〇%

(地方法人特別税廃止後: 一五%)

② 法人住民税

寄附金額 × 二〇%

「内訳」

道府県民税: 五% (二・九%)

市町村民税: 一五% (二七・一%)

(一) 内は平成二十九年四月一日

※上限: 当期税額の二〇%

③ 法人税: 寄附額の二〇%のうち

法人住民税で控除できなかった分

(寄附額の二〇%限度)

※上限: 当期税額の五%

(表2)

表 2

寄附を行った企業に対する課税の特例		
<p>【措置内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄附（寄附下限額10万円）について、現行の寄附金の損金算入措置（寄附額の約3割）に加え、法人事業税・法人住民税及び法人税から税額控除。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業税 寄附額の10%を控除 ・ 法人住民税 寄附額の20%を控除 ・ 寄附額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除（寄附額の10%限度） ▶ 控除額の上限は、法人事業税20%（※）、法人住民税20%、法人税5% <ul style="list-style-type: none"> ※ 地方法人特別税廃止後は15% <p>【適用期限】 平成31年度</p>		
<p>【税制措置のイメージ】</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※ 地域再生法で整備する枠組みの中で都道府県・市町村が寄附を行う企業への「見返り」となる便宜供与を禁止する。</p>		

2 車体課税関係

(1) 自動車取得税の廃止と環境性能

割の導入（平成二十九年度）

車体課税については、税制抜本改革
法や平成二十六年税制改正大綱等に

税分も都道府県が賦課徴収を行います。

税率については、非課税、一%、二%、

三%の四段階を基本としますが、営業

車及び軽自動車については、当分の間、

二%が上限となります。

なお、税率を決定する燃費基準値達
成度等については、技術開発の動向や

において、地方財政に配慮し
つつ、負担の軽減、グリーン

ン化を図る観点から、消費
税率一〇%への引上げに合
わせて抜本的に見直すことさ
れておりました。

このことから、自動車取
得税について、平成二十九
年四月一日に廃止すること
また、自動車税及び軽自動
車税それぞれに、自動車取
得税のグリーン化機能を維
持・強化する環境性能割が
創設され、平成二十九年四
月一日から導入されること
になりました。

この環境性能割について
は、五〇万円を超える自動
車等を購入した場合に燃費
基準値達成度等に応じて申
告納付をすることになって
おり、当分の間、軽自動車

地方財政への影響等を踏まえ二年ごと
に見直しが行われます。

また、自動車税環境性能割について
は、税額から徴税費5%を控除した額
（税額の九五%）の六五%が市町村道
の延長及び面積を基準として都道府県
から市町村に交付されます。

(表3)

(2) 軽自動車税のグリーン化特例
（軽課）の延長

軽自動車税のグリーン化特例につい
ては、平成二十七年税制改正で単年
度措置として導入されましたが、今回
の改正において、基準は同様として適
用期限が一年延長されることになりま
した。

これにより、平成二十八年四月一日
から平成二十九年三月三十一日までに
新規検査を受けた軽四輪車等について、
平成二十九年度の軽自動車税が軽減さ
れることとなります。

なお、このグリーン化特例について
は、環境性能割を補完する制度である
ことを明確にした上で、平成二十九
年度税制改正において具体的な結論を得
るとされており、今後の検討事項とさ
れております。

(表4)

表 3

自動車税・軽自動車税における環境性能割の税率等について（案）			
乗用車（自家用）		トラック・バス（営業用）	
区分	登録車の税率	軽自動車の税率	税率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車 （ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車 （ポスト新長期規制適合）	非課税	非課税	非課税
ガソリン車 ガソリンハイブリッド車	1.0%	1.0%	
★★★★かつH32基準+10%達成	2.0%	2.0%	0.5%
★★★★かつH32基準達成	2.0%	2.0%	
★★★★かつH27基準+10%達成	3.0%	2.0%	1.0%
上記以外の車	3.0%	2.0%	
環境性能割の税収規模（H29見込額）		約890億円	

区分		税率
排ガス要件	燃費要件	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）		非課税
H28規制適合	H27基準+10%達成	
ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準+10%達成	
ポスト新長期規制適合	H27基準+15%達成	0.5%
H28規制適合	H27基準+5%達成	
ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準+5%達成	
ポスト新長期規制適合	H27基準+10%達成	1.0%
H28規制適合	H27基準達成	
ポスト新長期規制NOx・PM10%低減	H27基準達成	
ポスト新長期規制適合	H27基準+5%達成	2.0%
上記以外の車		2.0%

注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。

表 4

自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直し（案）																					
【現行】		【改正案】																			
【登録車】	取得期間：H26.4.1～H28.3.31 軽課年度：H27、28年度（取得の翌年度分のみ）	取得期間：H28.4.1～H29.3.31 軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）																			
軽課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）</td> <td>税率を概ね75%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	税率を概ね50%軽減	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね50%軽減	★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	税率を概ね50%軽減	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）</td> <td>税率を概ね75%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減	★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	税率を概ね50%軽減	★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減	
区分	税率																				
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減																				
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準達成）	税率を概ね50%軽減																				
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成（H32年度燃費基準未達成）	税率を概ね50%軽減																				
★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成	税率を概ね50%軽減																				
区分	税率																				
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）	税率を概ね75%軽減																				
★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成	税率を概ね50%軽減																				
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減																				
【軽自動車】	取得期間：H27.4.1～H28.3.31 ※軽貨物車を除く。軽課年度：H28年度（取得の翌年度分のみ）	取得期間：H28.4.1～H29.3.31 軽課年度：H29年度（取得の翌年度分のみ）																			
軽課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）</td> <td>税率を概ね75%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成</td> <td>税率を概ね50%軽減</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH32年度燃費基準達成</td> <td>税率を概ね25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	税率	電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	税率を概ね75%軽減	★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減	★★★★かつH32年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減	同左											
区分	税率																				
電気自動車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）	税率を概ね75%軽減																				
★★★★かつH32年度燃費基準+20%達成	税率を概ね50%軽減																				
★★★★かつH32年度燃費基準達成	税率を概ね25%軽減																				
注）★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成。																					

3 固定資産税関係

（一）地域の中小企業による設備投資の支援措置

固定資産税における償却資産への課税については、投資に対する収益性を

低下させ、国内投資の阻害要因になっているなどとして、見直しの要望がなされておりました。

このため、平成二十七年年度与党税制大綱において、設備投資促進目的とした固定資産税の償却資産課税に関する措置については、固定資産税が市町村

を支える基幹税目であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、地方財政に与える影響など幅広い観点から引き続き検討を

税が市町村財政を支える安定した基幹

税であることを鑑み、償却資産に対する課税制度は堅持するとされたところですが、その一方で、経済は回復基調にあるものの、地方間によって差異があり、地域経済の活性化に向けて、地域の中小企業による設備投資の促進を図る必要があるとして、中小企業等に対する固定資産税の時限的特例措置が創設されることになりました。

具体的には、中小企業等（※①）が、経済産業省が制定を予定している「中小企業の生産性の向上に関する法律（仮称）」に規定された認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置（※②）を同法施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に取得した場合には、その固定資産税について、課税標準を最初の三年間価格の二分の一とすることになります。

※①中小企業者等

- ・ 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人

- ・ 資本金又は出資金を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以下の法人

- ・ 常時使用する従業員の数が一、〇〇〇人以下の個人

※②一定の機械及び装置（次のい

ずれにも該当するもの）

- ・ 販売開始から一〇年以内
- ・ 旧モデル比で生産性が年一%以上向上

- ・ 取得価額が一六〇万円以上

(2) 遊休農地に係る課税の強化・軽減
遊休農地については、その拡大が全国的な課題となる中で、今後の検討事項とされ、税制調査会において遊休農地に対する課税の強化及び農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合の軽減措置等の検討が総合的になされておりました。

また、平成二十七年六月の政府規制改革会議等においても、農地保有に係る課税の強化軽減等について、早期の結論を得ると閣議決定がされました。

これらを受けて、次のとおり改正が行われました。

①農地保有に係る課税の強化
(平成二十九年度)

農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた農業振興地域内に所在する遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買

価格に乘じられている割合（平成二十七年〇・五五）を乗じないこととする評価方法の見直しが行われます。

②農地保有に係る課税の軽減

所有する全ての農地（一〇a未満の自作地を除く）に、農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の期間が一〇年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の三年間価格の二分の一（賃借権等の設定期間が一五年以上である農地については最初の五年間価格の二分の一）とする措置が二年間に限り講じられることとなります。

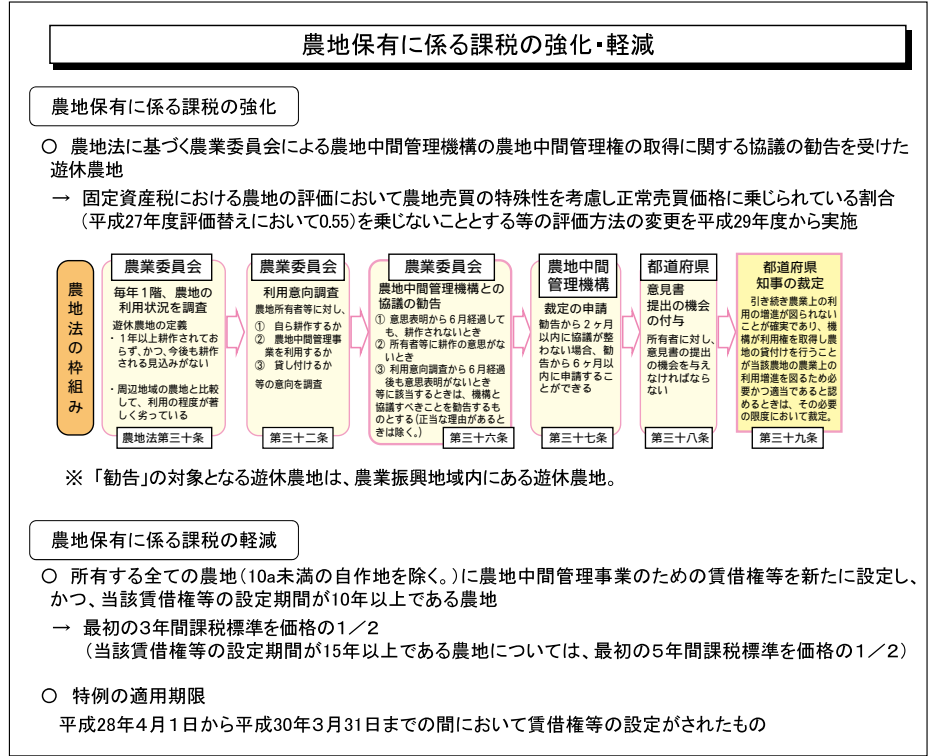
(表5)

(3) 防災及び減災に資する道路の

無電柱化の促進に係る特例

一般電気事業者、電気通信事業者等が、防災上重要な道路（災害対策基本法に基づく都道府県の防災計画に位置付けられた緊急輸送道路）における無電柱化のため、道路の地下に埋設をしたケーブル、トランス等（平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに取得）に係る固定資産税について、最初の四年間課税標準の価格

表 5



を三分の二（道路法第三十七条に基づき道路占用の禁止区域として指定された道路については最初の四年間課税標準の価格を二分の一）とする特例措置が創設されました。

4 納税環境整備関係

(1) 加算金の加重措置の導入

市町村長の同意を得て行う個人住民税の徴収引継特例について、対象に過年度分の滞納者以外の者に係る当該年度滞納分が追加され、現年度分のみ滞納者についても対象者となりました。

(2) 個人住民税に係る徴収引継特例の対象拡大について

過去五年以内に不申告等に基づき不申告加算金又は重加算金を賦課された者が、再び不申告等に基づき同加算金を課される場合には、その割合に一〇%を加算する措置が導入されることになりました。

なお、この制度は、平成二十九年一月一日以降に申告期限が到来する地方税から適用されます。

5 むすびに

今改正では、これまでの経済政策により、企業の経常利益が過去最高水準となるなど経済は回復傾向であるものの、地方間によりその傾向に開きがあるとして、企業版ふるさと納税の導入など地方創生に向けた取組の強化が図られたところです。

他方、地方税を取り巻く環境としては、平成二十八年一月一日からマイナンバーの利用が開始され、税分野での適正な利用が求められているところであり、また、基準財政収入額の算定において、捕捉徴収率に上位三分の一の団体が達成している徴収率を用いることになり、なお一層の徴収対策が求められております。

このように税を取り巻く環境は日々厳しさを増すばかりであります。税負担の公平を確保し、住民の納税に対する理解を深めることは、市町村行政に対する住民の信頼の基礎となることから、適正な課税による自主財源の確保はもとより、徴収対策の強化等について、より一層積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

「鳴門市総合戦略」

「なる」と未来づくり総合戦略」

鳴門市事業推進監兼企画総務部長

林 泰 右

はじめに

まずはじめに、本年四月の熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、平成二十七年四月に県と市の人事交流により、身の引き締まる思いで鳴門市に勤務し、はや二年目を迎えています。

ご承知のとおり、鳴門市は、世界三大潮流のひとつである「鳴門の渦潮」に代表される豊かな自然があり、「なる」と金時」をはじめ、「鳴門鯛」や「鳴門わかめ」、「レンコン」など新鮮な食材が豊富にあります。また、塩田の歴史を受け継ぐ製塩業、世界的な企業に発展した製薬業や化学工業などの企業が立地しています。さらには、四国八十八ヶ所霊場の一番、二番札所、アジア初演の地としての歴史的背景を生かした「第九」交響曲演奏

会、本市をホームタウンとする「徳島ヴォルティス」、「大塚国際美術館」など、全国に名を知られた豊かな地域資源が数多くあります。

こうした資源は、例えば、四国遍路や鳴門海峡の渦潮の世界遺産化、板東俘虜収容所所蔵の関係資料をもとにした世界記憶遺産化など、世界に誇れる貴重な財産を次世代に継承し、観光資源としてさらにブランド化を図る取り組みへとつながっています。

鳴門市総合戦略

鳴門市の人口は、現在約六万人となっています。国立社会保障人口問題研究所の試算によると、二〇四〇年には約四万五千人を割り込むまで減少するといわれています。

このため、本市の中長期的に持続可能な財政運営を可能にする行財政改革の推進をはじめ、様々



鳴門海峡の渦潮を世界遺産へ

な強みや資源をさらにブラッシュアップし、地域活性化へと課題解決を図る取り組みが重要です。

こうした中、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、計画づくりを進めてきた鳴門市総合戦略（なる」と未来づくり総合戦略）については、「市民ワークショップ」の開催や初めての試みとなる「市議会議員ワークショップ」の開催などを行い、人口減少対策等の様々な意見を集約した上で、昨年十月に策定いたしました。

この鳴門市総合戦略では、鳴門への愛着を育む「なる」とプライドプロジェクト」、定住環境を整え、定住を支援する「なる」とリビングプロジェクト」



四国八十八ヶ所霊場一番札所霊山寺

など五つの戦略プロジェクトを盛り込み、目的や事業の性質に応じた九十九の施策・事業を関係機関との連携協力のもと推進し、二〇二〇年には推計人口の約八百人を上回る五七、五〇〇人を目指すことをはじめ、二〇四〇年には推計人口の七、〇〇〇人を上回る五二、〇〇〇人を目指し、泉市政のもと本市の地方創生を進めています。

鳴門ならではの強み

まず、鳴門市総合戦略では、鳴門の「良いもの」、「鳴門ならではの強み」を活かした各種の独創的な取り組みを進めています。いくつかご紹介いたしますと、まず、ベートーヴェン「第九」交響曲

がアジアで初めて全曲演奏されたのはこの鳴門で、一九一八年六月一日に板東俘虜収容所でドイツ兵捕虜によって演奏され、初演の背景には、捕虜に対する人道的な処遇や、捕虜と地元住民との国境を越えた心温まる交流などがあつたことによるものです。その精神は現在でも市民を中心に受け継がれ、毎年六月第一日曜日には「第九」演奏会を開催しています。

このほかドイツ・リユーネブルク市との姉妹都市交流、友好のコスモス交流など、多くの活動も行われています。平成三十年がアジア初演百周年の節目の年でもあり、今後も「なると第九」ブランド化の様々な情報発信に取り組みとともに、新たに板東俘虜収容所に関する貴重な歴史資料を次世代に継承し、広く平和の尊さを情報発信していくため、「ユネスコ世界記憶遺産」の平成三十一年登録に向け徳島県と共同でドイツとの連携も視野に進めています。



「第九」演奏会のプログラム

また、四国八十八ヶ所霊場と遍路道の出発点である一番札所、霊山寺と二番札所、極楽寺が鳴門市にはあり、昨年四月には四国遍路が文化庁認定の日本遺産十八地域の一つに選ばれています。毎年全国、世界各国から多くの巡礼者が訪れ、時代を超えて受け継がれてきた世界に誇る財産を観光資源として一層のブランドに磨きをかける取り組みを進めています。さらに鳴門海峡の渦潮の世界遺産登録も徳島県や兵庫県等と連携しており、こうした世界遺産化は、市の各種事業にも観光という視点を組み込む取り組みが求められています。

このほか、鳴門の魅力を再発見しようと、小冊子「鳴門やけん（鳴門金時編）（大谷焼編）」の発



鳴門の情報誌「鳴門やけん」



三好市

はじめに

四国の真ん中に位置する三好市は、「四国のへそ」とも呼ばれ、四国四県の県庁所在地や各空港まで車で一時間から一時間半と、空路を利用すれば主要都市まで容易につながることが可能です。一方で、市町村では四国最大の面積を誇り、その九割が山と川からなる自然に恵まれたまちです。

国指定天然記念物・名勝地に指定された大歩危や、桃源郷と称される祖谷の原風景やかずら橋をはじめ、有数の観光資源に恵まれ、インバウンド着地型観光の成功事例として紹介されるなど、その土壌に育まれてきた豊かな自然や文化遺産の宝庫であります。また、近年はラフティングのメッカとして多くの若者も訪れ、平成二十九年には国内初となる世界選手権の開催が決定しました。

まちづくりの基本的な考え方

三好市では自然景観や歴史文化など地域固有の資源を活用した観光振興により、三好市を訪れる交流人口を拡大し、その交流人口のなから三好市に

興味を持ったリピーターなど三好市ファンである関係人口へつなげ、さらに、将来的には定住人口へつなげるサイクルの構築のため、それぞれの対象に応じた施策を行うことにより、持続可能なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、健康づくり条例の制定や、ブランドディング戦略、シニア層を核としたまちづくりなど先駆性のある取り組みや、官民協働や地域間連携の推進、将来を担う中核的な人材の確保・育成のほか、縮減の時代に応じた地域社会システムの構築など、ここに住む方々にとって質の高い生活が実現できるような効果の高い施策を集中的に実施し、市民が安心して暮らせる環境整備に取り組んでまいります。

三好市の魅力紹介

山暮らしの知恵と技が息づく 祖谷のかずら橋

もともとは祖谷の暮らしを支える生活道だったかずら橋。深い谷と断崖に隔てられた山に住む村人たちにとって、大水でも流されることのない強固なかずら橋はなくてはならない祖谷の厳しい風土と山暮らしの知恵の結晶でもあります。

渡るたびにゆらゆらと揺れる橋は年間約三十万人の観光客でにぎわいます。日本三奇橋の一つと数えられ、国の重要有形民俗文化財に指定されています。長さ四十五m、幅二m、水面からの高さ約十四mに架かり、重さ六tにも



祖谷のかずら橋

なる自生のシラクチカズラを編み上げ作られています。

かずら橋は、その昔、祖谷に逃れたとされる平家の落人が、源氏が攻めてきた場合に直ちに橋を切り落とし、その侵入を防ぐために架けたとされる説など、さまざまな諸説が残っています。

橋を渡ると、足元からは、眼下の祖谷川を眺めることができ、スリル満点となっています。四季折々の自然風景を楽しむことができますが、夜間にはかずら橋のライトアップも行われており、幻想的な風景となっています。

先人たちが継承してきたものが息づくこの地では、どこか神秘的なものが感じとられ、墨絵、掛軸の絵にも似た雰囲気醸すこの地に魅入られた外国人観光客が訪れています。

山奥の茅葺き民家で快適な暮らし

「落合古民家」

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている三好市東祖谷落合では、高低差は約三百九十mにも及ぶ急峻な斜



古民家ステイ



吉野川ラフティング

面に集落が形成されており、古き良き日本の原風景を見ることが出来ます。

三好市ではこの集落にある築数百年の古民家を改修し、一棟丸ごと貸し切る宿泊施設として観光客の方に提供しており、現在は、それぞれ趣の異なる八棟が集落の上下に点在しています。

宿は茅葺き屋根の民家になります。建物の外観は古の趣ながら、バスルームや空調設備、リネン、床暖房などは人の手による現代の快適な設備を整えています。

ここでのサービスは、地元のお母さんと郷土料理を作ったり、ケータリングの料理をいただいたり、満天の星空を眺めたりと、ゆったりとした時間を思い思いのスタイルで過ごすことができます。

語らう 本を読む 酒を飲む いつもはできない普通のことがかかろうこの茅葺き民家では、祖谷の暮らしに入り込んだような体験が用意されています。また、新たなものを取り入れるな古きものを活かす三好市では、地域の再生と新たな人の流れづくり・雇用の創出として、サテライトオフィスの誘致事業に取り組んでいます。

現在は、廃校がカフェに、空き施設が会社等へと活用され、都市部からの「人材の誘致」により、市内各方面との交流によるさまざまな動きが生まれはじめています。

吉野川の魅力

吉野川は、空気が澄んだ森林で湧き出る水から一本の美しい流れが始まり、

約二億年もの間その水が谷間を縫って山を下り続けることで奇怪な岩場を形成し、大歩危小歩危をはじめとする険しくも美しい渓谷美を作り出しました。そしてこの狭い渓谷を一年中非常に豊富な水量が押し流れるため吉野川の日本一激しい流れが生まれました。

ラフティング世界選手権の開催

来年（平成二十九年）十月三日から九日にかけて、三好市山城町（大歩危・小歩危）で「ラフティング世界選手権」が開催されます。

ラフティングは、ゴムボートに乗り激流を下るアウトドアスポーツであり、競技会場となる四国吉野川中流域は、激しい流れが特徴的で国内でも有数のラフティングスポットとして知られています。

ラフティング世界選手権の開催は国内初であり、世界各国から約三十か国五百六十名の選手が参加する予定となっています。競技はタイムレースをはじめとした四種目の合計ポイントで順位を決定します。

三好市を拠点に活動する女性チーム「HERA BREAK（ザ・リバーフェイス）」は、過去の世界選手権でも優勝経験があり、地元開催の世界選手権でも活躍が期待されています。

世界大会に先駆けて今年（平成二十八年）十月六日から十日には、プレ大会の開催を予定しており、来年の世界選手権に向け、ますます盛り上がりを見せています。ぜひとも、ラフティング世界最高峰

の戦いを皆さんの目と肌で直接感じ取ってください。

壮大な大地のパワーを感じる

ジオスポート「大歩危・小歩危」

大歩危・小歩危の名の由来は、大股で歩いてても小股で歩いてても危険なことからついたとも言われていますが、元来、崖や険しい道のことを古語で「ほけ」や「ほき」と言ったのが訛って「ほけ」となった説が有力とされています。その名のとおり険しい絶壁だったこともあり近代に入り国道が開通するまではまさに秘境の趣きだったとも言えます。

大歩危・小歩危峡は激流吉野川が長い歳月をかけて固い岩を削り、現在の渓谷を形成しました。

大歩危・小歩危の基盤となる岩石は一億二億年前に深海に降り積もった砂や泥が日本列島の形成期にプレートとプレートとの間でさまざまな力を受け性質が変化した変成岩で、大地が隆起して地表に表れたものはとても珍しく、二億年前の壮大なドラマのなかから大地のパワーを感じ取れるジオスポートともいえます。

大歩危





しるべの野

おごめ町

西日本第二の高峰『剣山』への登山口、徳島県つるぎ町。

つるぎ町は、徳島市から西へ約五十キロメートル、吉野川中流域南岸に位置しています。剣山山系の南斜面から、吉野川に注ぐ貞光川と半田川の流域に町が発展し、面積は百九十四・八平方キロメートルで、うち森林面積が八十四パーセントを占めます。

地形は起伏に富み、急峻な傾斜地に民家と耕地が点在するという、典型的な中山間地域であり、夜間に吉野川沿いから南の山並みを見上げると、民家の明かりがまるで星が瞬いているように見えることから、地域一帯には『そらの郷』という別称があるほど。

また、本町には、先達が大切に守り育ててきた町の宝といえるものが多数存在します。江戸時代後期から作り続けてきた特産の『半田そうめん』、うだつに寿福を祈念する絵模様（鍔絵）が装飾されている『二層うだつの町並み』、『巨樹として認定された数の多さでは、全国有数を誇る『巨樹王国』など、自然豊かな地域性を生かした町の自慢があります。

世界農業遺産登録をめざして

県西部の急傾斜地では、スキス草地を利用した伝統的農業が行われており、傾斜畑での耕作が非効率的であるとされる世界の常識を覆し、傾斜畑の多い中山間地域での農業を肯定的に捉える取り組みを進めています。

そして、この取り組みを『世界農業遺産』として登録すべく、現在、県西部の二市二町（美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町）が協力して認定に向けての活動を進めています。世界農業遺産とは、正式には『世界重要農業遺産システム』のことで、英語の頭文字をとってジアスとも呼ばれていて、二〇〇二年にイタリアのローマに本部を置く国連食糧農業機関が開始した仕組みです。



急傾斜地農法のシンボルとも言えるコエグロ

ジアスは、次世代に継承すべき世界的に重要な伝統農業や生物多様性、伝統知識、文化、景観などを総合的に認定し、その保全と持続的な活用を図ることを目的としており、背景には近代農業の行き過ぎた生産性への偏りが、世界各地で森林破壊や水質汚染等の環境問題を引き起こし、地域固有の文化や景観、生物多様性などの消失を招いてきたことが上げられます。

古くは『そら』と呼ばれた、にし阿波の山間部で暮らす人々は、斜度三十度以上にもなる急傾斜地という厳しい環境の中で農業を営んできました。その土地利用に係るユニークな知識・技術・価値観や信仰の体系が存在し、この地域特有の美しい景観や農村文化、多様な動植物を育んできました。

今後、本町が会長を務めさせていただいている徳島剣山世界農業遺産推進協議会の組織を十分活用しながら、厳しい急傾斜地での独自の農法を『徳島・剣山の傾斜地農耕システム』と名付け、日本のみならず世界に発信しようとするプロジェクト、グリーンツーリズム利用、農産物の付加価値化、集落勉強会等に取り組んでいきます。

すでにアジア圏をはじめ欧米に向けては、県西部の急傾斜集落の希少性や景観の魅力が発信されており、登録のあかつきには、本町をはじめ県西部の各種産業分野等で大きなプラス要因になると考えています。

桃花遊々と月花遊々

伝統的な町並みや昭和レトロな情景が残る『貞光二層うだつの町並み』を、地域の宝として活用しようと住民有志が集まり、平成二十二年に『会音の和』というボランティア団体が誕生しました。

現在、春には『桃花遊々（とうかゆうゆう）』、秋には『月花遊々（げっかゆうゆう）』というイベントを行っています。二層うだつの町並みや貞光地区の文化を楽しめるように工夫されています。『桃花遊々』は、旧暦の桃の節句を祝うイベントで、開催期間中は町内外から寄贈された雛人形が、町内のいたるところに飾り付けられます。毎回、『お雛様の運動会』『お雛様もアドベンチャー』といったトレンドを取り入れ



「桃花遊々」ひな壇を飛び出して大運動会 (旧永井家庄屋敷にて)

『月花遊々』は、中秋の名月を楽しむ夜のイベントとなっていて、お月見にちなんだ夜の飾り付けが行われるほか、二層うだつの町並みでは手作りの行灯四百個が灯り、これらの行灯は、町内の子どもたち、また、町内外から寄せられたイラストで作成され、集まった行灯でデザインコンクールも行われています。催しは、月をお迎える神事で始ま



「桃花遊々」二層うだつの町並みでの飾り付けの様子

たテーマを設定し、躍動感あふれる雛飾りが好評を博しています。また、メイン会場となっている旧永井家庄屋敷で開催される和楽器の演奏会や童謡コンサートなどは、町並みや古民家の雰囲気と相まって、情緒あふれる雰囲気を出しています。お雛様とともに地域の花木を用いた大がかりな生け花がしつらえられ、季節感あふれる空間が創り出されます。



「月花遊々」三味線による演奏会 (旧永井家庄屋敷にて)

り、ミニコンサート、三味線や大正琴の演奏など、中秋の名月を優雅に楽しんでおり、『桃花遊々』『月花遊々』とともに、期間中には町内外から三千五百人が訪れています。このイベントの特徴は、企画から運営まで全て地域住民が行っている点で、会員の半数以上を女性が占めていることから、女性ならではのコミュニケーションやネットワークは大きな広がりを見せており、年々、イベントの規模が大きくなり、来場者も増加してきています。『会音の和』の会員自身が、自分が行きたい、聞きたい、楽しみたいと思うものを企画していることで、会員自らも楽しみ、その楽しさが訪問者にも伝わっているようです。主役は自分たちであるという楽しみ方が、イベントを成功させてきた秘訣かもしれません。



東みよし町

はじめに

東みよし町は、人口約一万五千人、総面積一・二二・四八km²のうち可住地面積二六・八八km²という典型的な中山間地域ですが、四国のほぼ中央部に位置し、四国四県の各県都まで一時間余りといった地理的条件を有する町です。

町の中央部を吉野川が雄大に流れ、北には阿讃山脈、南には四国山地の急峻な山々を抱き、豊かな水と緑に恵まれた地域で、比較的温暖な気候とゆとりある生活空間の中、幹線道路沿いには量販店が並び暮らしやすい住宅環境が形成されています。そのため、三世代家族で住む人達のほかアパートなどの新婚世帯が住む住宅が多くあります。女性が出産する割合が高く、子どもが三人以上いる世帯も多いので、合計特殊出生率は一・七二と県下で最も高くなっています。

元気・交流・未来へ ふるさと東みよし町

東みよし町は、
元気 人もまちも活力にあふれたまち
づくり

交流 町の一体性を促進するとともに、町内外の連携や交流を活発化し、生き生きとしたまちづくり
未来へ 将来を展望した夢のあるまちづくり

ふるさと東みよし町 これまで守られてきた豊かな自然や情感を大切に、優しさのあるまちづくり
を町の将来像としています。

まず、商工業の更なる振興と新産業の創出、職業として選択できる魅力ある農林業の実現により、若者が地域で就業し、家庭を築けるような環境作りを進め、子どもを産み育てやすい、安全で安心なまちづくりを進めるとともに活力の維持、高揚を図るため、山間部の休廃校となった校舎を利用して「増川笑楽耕（ますかわしょうがっこう）」、「山愛の駅清流の水車（うすば）」などの田舎体験施設や農家民泊、パラグライダーやパークゴルフなどのスポーツや阿波踊りなどの伝統芸能など、多彩なアクティビティを体験することのできる観光・交流資源を有効に活用し、交流人口の拡大を目指しています。

これらの交流を通じて、住民が元気と活力を生み出し、東みよし町を背負って立つ人材を育み、未来への希望が持てる町としての発展に努めています。

まちの観光・イベント

★総合レジャー施設
吉野川ハイウェイオアシス
四季折々の美しい自然とミステリア

入な奇岩、怪岩がぼっかりと浮かび、神秘的な趣をたたえている徳島県の名勝「美濃田の淵」。その絶景が眺望できる吉野川ハイウェイオアシスでは、観光遊覧船を運行しており、いつもとは違う、ゆったりとした時間が味わえます。また、キャンプ場、バンガロー、テニスコートでは開放感のある自然の中で、アウトドアも満喫でき、併設されている美濃田の湯では、十三種類のお風呂が楽しめる山野に開けた空の青さと阿讃の緑、吉野川のせせらぎに包まれながら心も体も癒されます。野外ステージでは、四月から十月までの日曜・祝日に阿波おどりの定期公演、ゴールデンウィークやシルバウィークには地元の若手メンバーによるミュージックライブ等の公演、特産品の販売も行われています。



県立箬蔵自然公園 美濃田の淵

お国自慢コーナー



パラグライダー 水の丸高原からテイクオフ

★山頂のアウトドア 水の丸高原

夏秋いちこの産地でもある水の丸エリアは、日本スカイスポーツ界屈指のエリアで、毎年パラグライダーの全国大会が開催されています。水の丸ふれあい公園周辺のテイクオフ基地では、どこまでも山々が連なる、三百六十度大パノラマが広がります。標高が約千mなので、たっぶり飛行を満喫したいという方にお勧めです。

また、地域の活性化グループによる帰省者やその家族を主にターゲットとしたのんびりウォーキング大会「水の丸高原ウォーク」も開催されています。水の丸の口ケーシヨンや、おいしい空気、地域のおもてなし等、田舎の贅沢が詰まったイベントになっています。



いやしの里 増川笑楽耕

★農山村体験で思い出作り！
いやしの里 増川笑楽耕

旧増川小学校跡に造られた農山村体験ができる施設です。そば打ち体験をはじめ、山菜取り、たけのこ掘り、干し柿づくり、芋掘りなど四季折々の体験ができ、バンガロー、共同炊事場、五右衛門風呂が整備されており、宿泊することもできます。また、六月には目の前にある小川で無数のホタルの姿を堪能することができます。地域の活性化グループによる増川ホタルまつりが開催されます。「特産品販売」「カラオケ大会」「アメゴのつかみ取り」などの様々な催しが行われ、ホタルの美しく幻想的な風景とともに楽しむことができます。

★まつりの力で地域活性化
東みよしフェスタ

地域の活性化と商工業の発展、また、若い世代をはじめとする住民の皆さまに、自分達の町を大好きになってもらいたいとの思いで商工会青年部が毎年八月に開催しています。宝探し、お笑いシヨ、花火大会等、盛りだくさんのイベントで盛り上がります。

大楠まつり

樹齢千年余りといわれ、雄大さ美しさは日本一であると思われる加茂の大クス。根本の周囲は二三・三五mもあり、天に向かってゆったりと広げた枝は、東西に五十二m、南北に四十二mにも及び、国の天然記念物に指定されています。そんな、加茂の大クスの下に、毎年八月、地域の若手会が子ども達のために、露天を建ち並べ、カラオケ、ビンゴゲーム大会、福投げなどを行い子ども達を楽しませています。



大楠まつり

研修の思い出

三好市環境課主幹

近藤嘉男

はじめに

寒さも少し和らぐ三月のある日、机の電話が鳴り聞き慣れた声が：「こないだの同友会はお疲れでした。」と市長村課 藤坂さんからの電話です。他愛もない会話の後：「ところで、お願いがあるんですが。だいたい今頃の電話でわかると思うけど」と、ん：もしかして：阿波の自治？「そうです。とうなずく藤ちゃん。（うなずいたかは定かではありません。）とうとうきてしもたかと私。とまあなんだかんだで引き受けることとなりました。とはいえ、私が研修生として市町村課でお世話になったのは平成十一年、なんと十七年も前なのです。はたして私の記憶がどこまで正確なのか？

以下その当手を思い出しながら綴ってみようと思います。登場人物など記憶違いがあるかもわかりませんがお許し願いたいと思います。

前期研修

前期は、地域振興室政策係でお世話になりました。平島係長や仁木さん（当時）に助けられながら、また私の前の席の振興係 濱ちゃん（日和佐町研修生）には笑わせてもらいながら、忙しい日々でしたが楽しく学ばせてもらいました。

研修の内容はというと主に辺地債と離島振興でしたが、なんといっても私は井川町出身、スキー場はあれども海は無い。最初は「んっ：離島？」ってな感じで何のことか理解できず、前任者に引き継ぎを受け徳島に離島があることをその時初めて知ったような次第でした。（お恥ずかしい限りです。）

まずは現地を見て来いと促され、阿南市伊島と牟岐町出羽島に、それぞれの市町の担当者に案内していただき視察に行きました。

どちらの島も風光明媚なところで、確か五月ぐらいだったと思いますが、初めて見る島の暮らしを視察しながら

島を一周したのを覚えています。特に印象に残ったことは、飲料水や、し尿処理の問題でした。島にはし尿処理専用船があることに驚き、水は徳島本島から送水管で送られていることを聞きまたまた驚いたことを覚えています。案内していただいた担当市町の方ありがとうございました。

後期研修

後期研修は財政係でお世話になりました。

中本係長、坂巻さん、藤ちゃん（藤坂さん）と、美香ちゃん（小松島市研修生）の五人のメンバーで、主に次年度当初予算のヒアリングや取りまとめ等を担当しました。

とにかく最初は財政用語がわからず、単語を調べながらの対応でしたが、時には優しく、時には厳しく（厳しいのは覚えてませんが…）教えていただきながら無事ヒアリング、そして取りまとめ作業を終えることができました。

特に印象に残ったことは、交付税検査でした。私は西部出身ということもあり、県南方面の市町村へ同行しました。特に県南のS町では、前研修生の方もおり、手厚い歓迎（夜）を受け、

研修生だより

次の日は二日酔いで検査したことを覚えていきます。(こんなこと書いてもいいのかな? まあ時効ということでご容赦ください。) 私の交付税検査を受けられた市町村の方、お世話になりました。またご迷惑をおかけしました。

つづき

研修も終わりに近づき、それぞれの市町村に帰っても毎年何回かは集まるうこのことで研修生十一人で「といち会」なるものを結成しました。何を隠そう私が命名したのですが、その意味はというと、平成十一年に十一人の研修生が集まったということから名付けました。

その後も毎年数回の会合を続けており、その際にはお世話になった当時の係長なども飛び入りで参加していたので、当時を振り返りながら楽しいお酒をいただいています。ほんとに楽しいメンバーです。

実は、去年四月に「といち会」のメンバーの一人が退職されることとなり送別会を開いたのですが、当時地方債係長だった延局長には三好市の誕生の足掛かりとなった西部合併協議会でもお世話になり、またお忙しい中ご出席

をいただきありがとうございました。

また、当時臨時職員だった女性陣も全員の方に出席していただき、十七年ぶりの再会と相まってめちゃくちゃ楽しい送別会となりました。最後はみんなでラインを交換し「といち会」のメンバーがまたまた増えて華やかになりました。みなさん本当にありがとうございます。

ちよつとだけ三好市のPR

少し三好市のPRをさせていただきます。

二〇一七年十月三日〜九日、三好市山城町(大歩危・小歩危)にて「ラフティング世界選手権」が開催されます。ラフティングとは、ゴムボートに乗り激流を下るアウトドアスポーツで、競技会場となる四国吉野川中流域は、激しい流れが特徴的で国内でも有数のラフティングスポットとして知られています。

ラフティング世界選手権の開催は今回が国内初であり、世界各国から約三十ヶ国五六〇名の選手が参加予定となっています。競技はタイムレースを基本とした四種目の合計ポイントで順位を決定します。三好市を拠点に活動する女性チーム THE RIVER FACE は、過去の世界選手権でも優勝経験があり、地



元開催の世界選手権でも活躍が期待されています。今年二〇一六年十月六日〜十日には、プレ大会の開催を予定しており、来年の世界選手権に向け、ますます盛り上がりを見せています。是非とも三好市に来訪していただき、ラフティング世界最高峰の戦いをみなさんの目と肌で直接感じ取ってください。

最後に

以上研修の思い出と近況でしたが、お世話になった皆さんへのお礼ばかりとなり申し訳ありません。市町村課での経験は私にとって財産であり、様々な人との出会いもまた大きな財産です。これからも派遣研修が続く同友会の益々の発展を願っております。



小野さくら野舞台



明王寺 しだれ桜

研修の思い出

神山町健康福祉課係長

原田 幸

「ほんまですか!? ヤッター、一人暮らしができる!!」と喜んでから、早一年が経ちました。そんなある日、市町村課から電話! 嫌な予感…。遂に来たか、「阿波の自治」原稿依頼の電話。当時の思い出かあ。十一年前。あまり思い出したくないなあ…。しかも二五〇〇文字!? ほんなん無理じゃ!!。そう言うと、小原さんに怒られそうなのでがんばって回想してみます (汗)

十一年前の四月、研修初日。普段あまり着ないスーツを着て、不安とドキドキいっぱい県庁へ向かいました。市町村課は七階。エレベーターが苦手な私は、もくもくと階段を上がつていきました。少々、息切れしながら、ついに七階。「ああ、着いてしまった。もう引き返せん! よし!」と、いかにも重たそうな市町村課のドアノブを握

る。そのとき、向こうの方から、背のすく高い、でも腰がかなり低そうな人が近づいてきました。県庁職員? はたまた業者さんか? と推測していると、「お! もしかして研修生なん? わいもよ、よろしく! 緊張するよなあ、わいはは」…なんじゃ? めっちゃ気安いおもしろい人やなああと苦笑い。のちの行政係相方となる松茂の研修生でした。おかげで、ドアノブ持つまでの緊張はすっかりどこかへ飛んでいきました。

平成十七年度の研修生は十人。そのうち、女性は二人でした。もう一人はどんな子やろ…。会うのがとても楽しみでした。事前にちらっと聞いていたのですが、もう一人の女の子は上板の子で、歳は一績(名前(漢字)も一緒という偶然に偶然、びっくりでした。上板のさっちゃん。初日に会うなり意気投合。「さちい」に「ゆっきい」の仲で、姉妹のように仲良くなりました。仕事でキャッキヤがきた(いっぱいいっぱいになった)とき、よく一緒に地下の売店へお菓子を買いに逃亡したものです。



神通滝



神山桜街道

研修生の一日は、新聞の切り抜きから始まりました。できるだけ八時三十分までに作業を終えようと、研修生みんな朝早く集合していました。朝の苦手な私は、毎朝必死になって自転車通勤。雪の日には、R55号の大通りで思いつきり滑って転んで半泣きになったこともありました。各自、手に黄色の蛍光ペンを持って、一斉に新聞広げて、市町村課関連記事を探します。記事を見つけては黄色の蛍光ペンで囲って、コピーして切って、A4用紙に貼ってスキヤナーで取り込む。朝から結構な仕事でした。このときほど新聞を読んだことはなかったと思います。

研修は、前期と後期の二部体制で、

研修生だより



KAIR 作品



神光寺 のぼり藤

前期の配属は行政係でした。

名前を聞いただけでも、堅そうなところやなと不安でした。行政係には、市町村からの問い合わせがたくさんありました。電話が鳴ったらドキドキです。基本、電話を取った者がその問い合わせの回答者となります。電話が鳴ると、意に反して受話器を取る。まず、内容を丁寧に聞いて、即答はせずに一旦受話器を置く。早く答えたいと思うところですが、そこは天下の市町村課行政係。「1に根拠! 2に根拠! 3、4も根拠で5に根拠!」。どんな些細な質問に対しても、立案、決裁の手順を外せない。市町村実務提要、地方自治法、分厚い本を何冊も読んで、関連ページを見つけてはコピーコピー。膨大な資料を付けて、立案完成。やっと伺いが回せて、ホッとしたのも束の間。第1関門の相方に許してもらえなくても、いくつもの難関が待ち構えています。決裁完了までの道のりは厳しいものでした。自信満々の力作でも、途中で見事に「はい! リターン」(泣)。行政係の赤ペン先生たちは容赦なんてありません! 「原田さん、ちょっと」ダンディーな声でちよくちよくお呼びがかかることも…。ラグビーで鍛えた大きな体とはウラハラなささやく声で、チクチクご助言いただいたこと、今でもしっかり身に染みております(苦笑) また、問い合わせへの回答については、

メールより電話。跡に残るメールや文書での回答はできるだけ避ける、ということも学びました。

行政係の前半の目玉「勤務時間状況調」。十一階の講堂で全市町村への説明、調査の集計、ヒアリング、国への報告書作成。終盤、国への提出期限直前に数字がおかしいことに気づき、生まれて初めての徹夜…。仕上がった時には窓の外は明るくなっていました。最後まで一緒に残ってくれた仁木さん、ほんまにお世話になりました。

後期は財政係に配属されました。電卓を見ないで打つスゴ技を持つ職員の方もいて、私も秘かに練習しましたが完全に習得できずに終わりました。財政係後半の目玉は交付税検査です。交付税検査はかなり憂鬱でしたが、電卓片手にがんばりました。唯一の楽しみだった検査の合間のお昼ご飯! 事前にみんなで調べていたお店へ向かう、その足どりの軽さは見事なものでした!

「県庁の研修は昼も大事やけど、夜も大事ぞ!」と言われていましたが、さすがのとおり。日が変わりそうな時間まで仕事しても「ちよっと行くで!」の一言で、ネオンを指す。「今日はぎょうざとビールじゃ!」狭いお店を一行が陣取って、よく弾んだものです。お昼のお堅い姿から一変。切替えるの

ばらしさ、またそのすばやさーびっくりするほどみんなタフでした。この一年、胃薬とんだけ飲んだか知れませんが(笑)

十七年度研修生はみんな個性的な子ばかりでほんまに楽しかったです。今でも年に一度は声かけ合って集まっています。一生の友だちであり、地方行政の良き相談者です。

当時の出合いをこれからも大切に、研修で培った行政力をしっかりと日常の業務に活かしていきたいと思えます。県への出向の一年間、本当に濃い貴重な経験をさせていただきました。感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。



神山森林公園イルローザの森

全国市町村国際文化研修所

「地域の活力創造く攻めの農林水産業の展開く」を受講して

阿波市産業経済部農業振興課主事補 原田裕人

はじめに

平成二十七年十二月七日から十二月十一日までの五日間、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）において行われた「地域の活力創造く攻めの農林水産業の展開く」の研修を受講しました。

近年、農業全般に関わる問題として懸念されているのが、農業従事者の高齢化と担い手不足、耕作放棄地問題、TPP大筋合意による国内農産物への影響などがあります。また、日本の人口減少問題が叫ばれる中で「地方創生」といったワードが飛び交うようになり、地方のあり方、活かし方が見直される時代に入りました。そういった問題

や情勢に対応すべく、少しでも自分が住んでいる地域・農業に貢献できる職員になりたく、また、入庁一年目ということで幅広い知見を取り入れたく、今回の研修を受講するにいたしました。

研修生活について

今回の研修には、全国各地から農林水産業振興に関する業務に携わっている市町村職員が多数参加しておりました。それぞれ取り組んでいる事業や体験談、抱えている悩みなどを聞くことができました。また、懇親会も開催され親交も深まり、仕事への思いやモチベーションも高まり非常に有意義でした。

研修施設においても、宿泊室は個室で研修内容の予習復習もゆとりとできる環境でした。談話室やPCルームもあり、講義終了後も意見交換や情報収集、資料作成ができて、研修環境が素晴らしい施設でした。研修施設内に、雰囲気の良いラウンジがあり、ほかの研修受講生やALTさんも多数来られており、異文化交流もでき楽しく過ごせました。

研修について

講義は農業情勢に関する基調講義に続き、農業への企業参入、生産者の所得アップ、環境保全農法、六次産業化、地域連携によるプレミアム商品開発、行政による農林水産品の販路拡大支援等に関する優良事例紹介が、取組を行っている会社の社長、特定非営利法人の代表、市長、自治体職員により行われました。また、初日にテーマごとに班分けが行われ、最終日に決められたテーマを基に、班員の所属しているいずれかの自治体をモデルにして農業課題に関する政策を立案し、班で一つのスライドを作成して発表会を行いました。

興味深かったのは、二日目に行われた(株)イヌイ代表取締役の柿沢氏による「生産者の所得アップが地域再生の鍵」という題目で紹介された事例でした。柿沢氏は東京都目黒区で「野菜の

「ケーキ屋」を経営されています。野菜×ケーキで健康的に美味しいお菓子を楽しむことができ、野菜消費の拡大から生産者の所得向上に繋げるという発想には感銘を受けました。その他にも野菜染めの扇子販売等の事業もされており、農産物の持っている価値をいろいろな視点から見だし、行政や農協と連携し取り組まれているその発想力、行動力にはとても考えさせられるものがありました。

三日目に行われた、「企業参入による農業振興」の題目で紹介された、イオンアグリ創造(株)代表取締役の福永氏によるイオン農場の話もためになりました。耕作放棄地に企業が参入し、地産地消並びに雇用の拡大を創出したいという熱い思いをうかがうことができました。阿波市でも、四国初のイオン農場が平成二十八年度から開場されます。主要品目だけでなく、珍しい品目も栽培し、自社系列のインショップで販売して地産地消や地域活性化につなげたいと、社長が意気込んでおられましたので、市としても一丸となって応援できればと思います。農業への企業参入によるもう一つの重要な事柄として地元雇用があります。農業の若者離れの一つに労働問題があげられます。自分の時間もとれず日々農作業に従事しなければならぬという過酷な状況に嫌悪感をもっている人が多いのではないのでしょうか。企業が農業に参入し、

シフト制などですっきりとした労働体系が構築できれば、農業に従事しながら自分の時間も確保することができます。それが、農業にチャレンジしようという若者を増やすきっかけになるのではないのでしょうか。今後の動向が非常に楽しみです。

四日目の島根県浜田市の農林水産品の販路拡大支援に関する浜田市長のご講演も非常に興味深かったです。市役所内に販路開拓支援組織を設置し、産業振興課の職員が直々に市内の特産品をPRするために営業活動を行っているというものでした。なんと県外の広島にも「広島市場開拓室」を設置し職員を常駐させ、農林水産品の販路開拓に取り組みまれております。市役所らしからぬ民間企業さながらのアグレッシブな取組は見習うところがたくさんありました。

テーマ別の政策立案発表会では、私たちの班は「異業種の誘致、異業種との連携による地域活性化策」というテーマの基に、私が所属している阿波市をモデルにとりあげ、阿波市として何ができるか意見を出し合い立案し、パワーポイントにまとめて発表を行いました。所属している私自身が県外出身で、まだ自分の住んでいる市のことをあまり分かっていなかったのを調べ物しながら職員に市を紹介、説明することで少しは市の事が見えてきたのかなと思います。班員の皆様にも率直

な意見をたくさんいただき、一つの政策としてまとめることができました。内容としては、野菜工場の誘致、研究施設の誘致、徳島大学の農業研究用圃場の開設、一つの道沿いに農業関連の施設や圃場、店舗、農村公園を集約させアグリロードを作ろうといった政策を発表しました。

限られた時間で意見を出し合いスライドにまとめなければならなかったのが大変でしたが、考える力が養われました。

おわりに

五日間という短い期間ではありましたが、様々な事例を聞くことができ、さらに他の市町村の職員方と意見交換・情報共有ができて大変貴重な経験になりました。また、国際文化アカデミーの事務局が、研修後も意見交換ができるよう研修参加メンバー用のメールリングリストを作ってくれ、このレポートを執筆している現在もメールリスト上で意見交換が行われていきます。各市町村の優良取組や悩みといった情報を研修後も繋がりを活かし共有できるのが非常に役立っています。

この研修で学んだことや他市町村の職員との繋がりを通じて、今後の市の農業振興や発展に活かしていきたいように業務に励みたいと思います。

市町村におけるテレワークの導入について

市町村課主事（行政担当） 奥村 竜一郎

はじめに

スマートフォンやタブレットの高機能化、無線LANの普及など、近年ICT技術は目まぐるしく発展しており、ICT技術を有効に活用することで、業務の大幅な効率化や行政サービスの向上を図り、従来の業務のあり方そのものを変えることが可能となってきた。

また、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来による就労可能人口の減少などを背景に、職員の意欲の向上や優秀な人材の確保のためにも、育児や介護等を行う職員にとって働きやすい職場づくり、そして多様な働き方を可能とする仕組みづくりが求められている。

そのため、近年、社会全体においても、フレックスタイム、時差通勤、ゆう活など、従来に比べて柔軟な働き方が増えつつあり、テレワークについても、民間を中心に導入され始めている。そのような状況の中、本稿では、県内市町村における導入を推進するため、市町村におけるテレワークの導入について、概要や課題、導入手順等について整理する。

テレワークとは

1 テレワークとは

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用した場所や時間にとられない柔軟な働き方をいう。テレワークを活用することにより、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」、「業務効率、生産性の向上」、「災害時における業務継続能力（BCP）の向上」など

が可能となる。

2 テレワークの形態

テレワークには、いわゆる「在宅勤務」の他にも、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス」など三つの実施形態がある。

○在宅勤務

職員が自宅において、パソコン端末や携帯電話等を使用し、インターネット回線経由で市内LAN（ファイルサーバー等）に接続して通常の業務を遂行する形態。育児中や介護中の職員のワークライフバランスを支援するとともに、仕事の進め方を見直すことで、業務効率の向上につながる。通勤時間の短縮や通勤疲労の軽減も見込まれる。育児、介護といった理由で、働く意欲があっても十分に働くことができない場合の解決策となり得る。

○モバイルワーク

職員が出張先や移動中に、パソコン端末やタブレット端末、携帯電話等を活用して業務を遂行する形態。出張や現場での業務が多い職員などが、タブレット端末からインターネット回線を経由して市内LANに接続し業務を行うため、現場で業務を即時処理することになり、業務の効率化、労働時間の縮減を図ることができる。

○サテライト・オフィス

勤務先以外の「オフィス・スペース」でパソコン端末等を活用して業務を遂行する形態。出張時における「隙間時間」を有効活用できるため、移動時間の短縮や移動コストの低減につながる。災害時等における業務継続能力の向上にも効果が期待される。

3 期待できる効果

○ワーク・ライフ・バランスの充実

計画的、自立的に仕事に取り組むことができ、時間を柔軟かつ有効的に使うことができるようになるため、家族のふれあいや地域活動の機会が増えるなど、ワーク・ライフ・バランスの充実が期待できる。

○育児・介護に伴う職員の雇用継続

在宅勤務により、育児や介護など、様々な状況に対応した働き方の選択肢が広がり、キャリアアップや雇用継続などへの対応も容易になる。

○多様な人材の活用

働き方の選択肢が広がることで、多様な人材の就業機会が増加し、有能な人材の活用の推進につながる。

○仕事の能率や業務の効率性の向上

自宅や外出先でも業務ができるようになるため、移動時間の削減や移動中の時間の有効活用が可能となる。通勤や移動による疲労が軽減されるなど、心身への負荷軽減も期待できる。

○コスト削減

移動による交通費等の削減や資料経費、備品費、光熱費などの削減が期待できる。

○環境負荷の軽減

在宅勤務により、通勤のための移動に伴う温室効果ガス排出量の削減、渋滞の緩和のほか、ペーパーレス化、エネルギー使用量の削減など、環境負荷の低減が見込まれ、地球温暖化対策としての効果も期待できる。

○非常時の業務継続（BCP対応）

震災やパンデミックなどの緊急時・非常時に、在宅勤務や職場の分散化などによる業務継続が

可能となる。また、外出先で業務が実施できることで、非常時の際の迅速な情報伝達や情報の共有化が可能となる。

○地域住民への波及

業務の効率化や非常時の対応など、行政サービスの安定的な提供やサービスの向上につながるほか、自治体での先駆的取組は、地域におけるワーク・ライフ・バランス向上の取組や地域情報化の促進への効果が期待できる。

市町村におけるテレワークの課題

国や都道府県に比べ、より住民に身近な基礎自治体である市町村が「在宅勤務」などのテレワークを導入する際には、市町村特有の課題が想定されることから、以下の点に特に留意する必要がある。

■職務専念義務について：市町村は、国や都道府県に比べ、住民や現場に近い業務が多く、テレワーク実施中や勤務時間外においても、住民の目に触れることが多いことから、テレワークについての住民等の理解がなければ、適切な業務管理が行われていないのではないかといった不必要な誤解を招くこととなる。

← 広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用し、テレワークの導入意義や効果、具体的な実施方法について、住民等に周知するほか、同様の取組を地域の事業者へ広げていくことを通じて、職員のテレワーク実施について、住民や事業者の理解が得られるように努める必要がある。

る。

例えばWEB会議やバーチャルオフィスには「プレゼンス機能」があり、在宅勤務者が席についているか、今仕事をしているかが分かるようになってきている。これらは監視ツールではなく、「在宅勤務でもオフィス同様働くことができる」ようにするためのツールであり、導入、運用することで、職務専念義務対策として対外的に説明することができる。

■在宅勤務には適さない業務が多い点について
・在宅勤務には適さない「窓口業務などの対人業務」、「セキュリティの高い個人情報扱う業務」などの業務に携わる職員の割合が多い。

・市町村の規模が小さくなるほど、一人の職員が所掌する業務範囲が広くなり、在宅勤務には適さない業務を所掌することになりやすい傾向がある。

・所属内や担当内で在宅勤務を実施する職員がいる場合、その所属、担当職員が少ないほど、電話対応や来客対応で通常勤務をしている職員の負担が増大する。

← 在宅勤務の実施を希望しても、対象業務が無いなどの理由により在宅勤務を実施できないなどの問題が往々にして起こりえるため、

①各所属の管理職は、人事評価における定期的な職員との面談を通じて職員の意向を把握し、特に育児や介護等に携わっている職員が在宅勤務を希望する場合は、在宅勤務に適した事務分掌とするなどの配慮が必要となる。

② 人事担当課は、希望者が同じ所属や担当に偏らないよう、各所属で把握した職員の意向を参考に、人事上の配慮が必要となる。

テレワークの導入に向けて

1 導入の検討

導入の検討にあたっては、導入の目的やねらいを明確にするとともに、これらに基づき、テレワークの対象とする業務や対象業務に適したテレワークの実施形態など、導入の基本方針を決めることが重要である。職員へのヒアリングや業務スタイルの分析を通じて、現状の把握と課題の整理も必要となる。

2 職員の理解

テレワークは、働き方や業務プロセスなどを見直すことにつながることから、導入の検討段階から、トップマネジメントの理解やリーダーシップが必要となるとともに、「テレワークを利用する人（以下『テレワーカー』という）」を管理する部課長等の管理職クラス、周囲の職員など、関係する職員への理解も必要となる。

3 諸制度の変更

テレワークは新しいワークスタイルであるため、導入前に、現行の勤務に係る規定や服務規程等との整合性を検討する必要があり、制度の変更や新たなルールの策定が必要となる場合があることから、人事部門や職員団体との調整が必要となることもある。

4 ICTシステムの整備

ICTシステムの利用環境について、現状把握を行うとともに、テレワーカーが自分の職場

以外で仕事をされる際にも、職場と同様の業務環境を提供する必要があるため、テレワーカーが外部から安全に自治体内のネットワークにアクセスできるICT環境を整備することが重要となる。

5 試行導入

テレワークを導入する前に、解決すべき問題点を明らかにするため、期間を限定して「試行（実証実験）」を行う。また準備状況にに応じて、段階的に実施することも可能である。この際、アンケート等により試行結果を評価するとともに、制度上の課題や運用上の問題点を把握し、本格導入に向けて必要な見直しを行うことも重要である。

6 スケジュール作成

試行結果を踏まえ、本格導入に向けた計画、コスト、作業項目の選定、導入の時期などを決定する。

7 本格導入

本格導入後も、随時実態や問題点を把握し、その解決を図ることが肝要となる。

モバイルワークについて

参考として、市町村が比較的導入しやすい「モバイルワーク」の導入における注意点等について記すこととする。

1 機器の整備

職員が出張先や移動中にタブレット端末等を利用して庁内のファイルサーバーや業務システムを接続できるように、必要なセキュリティ対策を講じた機器を整備する。

・タブレット端末の紛失や盗難があった場合に、端末の検索や遠隔による端末のロック、データの消去を行えるよう、モバイルデバイス管理ツールを導入する必要がある。

・既存ICTシステムとの調整やセキュリティ対策を確保するため、情報システム担当課において一括管理し、必要に応じて貸し出すことが有効である。

・機器の貸出にあたっては、別途貸与手続や禁止事項等を規定した利用要領を定める。

○貸出利用要領で定める主な内容

■利用者の責務

・端末を常に携帯し、万全の注意をもって紛失、盗難防止に努めること

・端末で使用するID、パスワードを適切に管理すること

・端末画面ののぞき見、撮影、音の傍受による情報漏洩を防止すること

■禁止事項

・職務以外の目的で利用すること

・情報資産の漏洩、第三者のプライバシーを侵害する行為を行うこと

・モバイル端末のセキュリティ機能の設定変更を行うこと

・フリーメールを利用すること

■情報資産の取扱制限

・情報資産の分類に応じて、モバイル端末での利用に制限を課すこと

■端末の紛失等

・端末を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちに報告すること

・機器管理者は、モバイルデバイス管理ツール

により、端末のロック、データ消去を行うこと

■ 機器管理者との協議事項

- ・ アプリのインストールを行うこと
- ・ 無線LANに接続すること
- ・ 海外で使用すること

2 実施可能と考えられる対象業務(例)

県関係課と市町村(鳴門市・阿波市・三好市・佐那河内村、海陽町)で構成する「市町村におけるテレワークの活用に関する研究会」で、参加市町村から提案された「モバイルワークが実施可能と考えられる業務」について、分野毎に「対象業務(例)」として以下のとおり例示している。

モバイルワークの導入に当たっては、各団体で対象業務の募集を行うとともに、導入希望のあった業務について、各団体のシステム環境や導入方針を踏まえ、導入効果の検証等を行い、対象業務を決定することが必要となる。

○ 災害対応

- 災害時における情報収集業務(現況把握、被災情報の発信・共有など)

■ 災害時における道路・河川等の管理・点検業務

○ 情報発信関係

- 観光情報の魅力発信・PR業務
- 農林水産物等の情報発信・PR業務
- 新規就農者への制度説明・情報提供業務

○ 企画・調査関係

■ まちづくり企画等の打合せ・プロモーション業務

- 空き家調査・移住交流支援業務
- 不法投棄等現地調査・確認業務

○ 福祉関係

- 各種健診業務
- 保健指導業務・訪問業務
- 介護認定調査業務

■ 介護予防事業の現地説明業務

○ 税務関係

- 納税相談業務
- 固定資産評価業務
- 住宅使用料徴収業務

○ 公共施設管理業務

- 道路施設管理業務
- 水道施設管理業務
- 簡易水道施設管理業務
- 農業集落排水施設管理業務

○ 内部管理業務

- 秘書業務
- 公共工事現場管理
- 議会答弁、庁内ヒアリング資料のペーパー化

なお、「市町村におけるテレワークの活用に関する研究会」で作成した「市町村におけるテレワーク導入マニュアル」については、「モバイルワーク」をはじめ、「在宅勤務」、「サテライト・オフィス」についても県ホームページにて公開しているので、適宜参考にされたい。

おわりに

テレワークは、単に業務効率の向上にとどまらず、働き方の多様性が実現し、職員一人一人のワーク・ライフ・バランスの実現を図る可能性を持っている。また、本県では、南海トラフ巨大地震の発生確率が「今後三十年以内に七〇%程度」と切迫性が高まっており、テレワークを導入することで、平時から災害に備えることが可能となる。在宅勤務制度を、育児や介護といった理由で利用する一部の職員の働き方に限定するのではなく、組織のメンバーの誰もがいつでも選択できる働き方と捉えて準備することで、市町村におけるBCP対策としても極めて有効なものであると考えられる。

他方、市町村では、通勤距離が比較的短く、在宅勤務への効果も過小に評価されがちである。しかしながら、例えば軽度の在宅介護やデイケアサービスへの送迎、インフルエンザなどの感染症の流行や、学校や保育園の閉鎖による子どもの見守りをしながらの勤務など、その有効性が見込まれるものも多い。

近年行政需要はますます高度化、多様化しているものの、行財政改革に伴い市町村の職員数も減少しており、業務の効率化、人材の有効な活用は切に求められている。テレワークはその解決策のひとつと考えられることから、市町村においても検討すべき時期にあるものと考えられる。

普通交付税における交付税検査について

市町村課主事（企画財政担当） 坂 東 征 二

1 はじめに

普通交付税は、財源が乏しい地方公共団体において必要不可欠な財源であり、その額は基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定される。

市町村における普通交付税については、地方交付税法第十七条の規定により、県がその団体の財政状況を的確に把握した上で、その算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならないとされており、更に、同法第十七条の三の規定により、県において当該算定に用いた資料に関する検査を実施し、その結果を総務大臣に報告することとされている。

また、同法第十九条においては、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤を発見した場合に、その年度又は翌年度において普通交付税を加減することができることとされている（錯誤措置）。

これらの規定に基づき、本県市町村課では県内市町村の交付税検査を実施し、過去の算定に用いられた基礎数値が適正であったかどうかを検査し、その結果に基づき、錯誤措置を行うことにより、公平公正な交付税制度の運用に努めているところである。しかしながら、検査によって見つかる錯誤には、制度上やむを得ず生じるもの以外に、人為的ミスが要因となっているものなど、錯誤防止の余地があるものも見受けられる。

本稿では、交付税算定の一層の適正化に資す

るために、県内市町村の交付税検査において発見された錯誤のうち、人為的ミスによる錯誤が多数であった費目に着目し、交付税検査の内容を今一度確認するとともに、当該錯誤の内容及び原因について整理したい。

2 基準財政需要額における錯誤

① 道路橋りょう費

○ 測定単位

道路の面積…道路維持管理関係の給与費、物件費及び道路の維持補修に関する経費を算定

道路の延長…一般道路改築及び交通安全施設等の整備に要する経費を算定

○ 確認事項

a) 道路台帳の調書及び図面

- ・実延長調書における、道路の区間面積が区間ごとの路面幅員（平均幅員）に延長を乗じて得た数値となっているか。
- ・調書及び図面をもって路線ごとに調製されているか。
- ・調書の記載事項として、少なくとも次の項目が記載されているか。

- 1 道路の種類
- 2 路線名
- 3 路線の指定又は認定の年月日
- 4 路線の起点及び終点
- 5 供用開始の区間及び年月日
- 6 路線（管理部分）の延長及びその内訳

・図面の記載事項として、少なくとも次の項目が記載されているか。

- 1 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- 2 車道の幅員が〇・五m以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員
- 3 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
- 4 道路と公用を兼ねる主要な外の工作物
- 5 調製の年月日

・図面の縮尺は、 $1/1000$ 以上か。
 ・図面は実延長調書と次の点で整合しているか。

- ① 区間数、② 区間延長、
- ③ 区間端幅員（地点幅員）
- ④ 区間平均幅員（区間で整理されている場合）

b) 事前照会様式の場合

・異動のあった道路について、算定年度前年に提出があった様式と道路の明細書及び検査市町村備付けの台帳等とを突合し、数値に錯誤がないかを確認する。
 ・道路部+橋りょう部の合計数値になっているか。
 ・幅員一・五m未満のものが含まれていないか。
 ・橋りょうを有する道路について、延長が二m未満の橋りょうが橋りょう数値に含まれていないか。（幅員一・五m以上で延長が二m未満の橋りょうについては道路部として

参入)

c) 路線に係る議決並びに告示

・新規認定又は路線変更の場合は、認定又は路線変更の議決並びに認定、区域決定

又は区域変更及び供用開始の告示が基準日（コー一年四月一日）までにされているか。

・区域変更の場合は、区域変更及び供用開始の告示が基準日（コー一年四月一日）までにされているか。

・廃止の場合は、廃止の議決及び告示がされているか。

（廃止の場合で、議決日と告示日の間に四月一日をまたいでいるときは、道路として供用しなくなった日を聴取する。聴取の結果、四月一日の前日までに供用していない場合は、基礎数値から除く（錯誤として処理）。）

* n…交付税算定年度

○錯誤内容

測定単位である「道路の面積」及び「道路の延長」の算入誤りが見受けられた。極端な数値誤りは少ないため錯誤額としては少額だが、毎回同じ団体で同様の錯誤が生じるなど、錯誤防止策が適切に行われていない現状がある。

基礎数値が道路台帳の幅員区分（地点・区間）によって延長を計り計上されるということを理解したうえで道路担当課による数値の計上や、

根拠となる道路台帳を整理するに当たり、団体としての測量方法の統一、委託業者や道路担当課による記載（転記）ミスがないようにするなど、対策を講じることが必要である。

②下水道費

○測定単位

人口…下水道の維持管理に要する経費の公費負担分を算定

○確認事項

a) 各下水道施設台帳

公共下水道

・排水人口については、供用を開始している排水区域内の算定前年度末現在（平成二十七年算定の場合、平成二十六年三月三十一日現在）における住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口か。

・排水面積

公共下水道台帳に記載された供用開始している排水区域面積か。

農業集落排水（漁業集落排水、林業集落排水）

・排水人口については、各施設台帳に記載された供用を開始している排水区域内における住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって運営管理されているものを記載しているか。

・排水面積

台帳に記載された供用開始している排水区域面積であり、汚水処理を実施し、特別会計をもって運営管理されているものを記載しているか。

○錯誤内容

排水人口や排水面積の把握誤りが見受けられる。

原因としては、各下水道台帳の精度不足や公施設状況調査からの単位変換ミスなどが挙げられる。

排水人口の基準日が三月三十一日現在であることや、外国人登録人口の算入漏れや算入誤り、簡易水道にかかる基礎数値も同様であるが、基礎数値の根拠が公施設状況調査の数値となっているものについても、更にその数値の元となっている台帳等の状況確認が必要であり、公施設状況調査と交付税基礎数値の単位の違い(haとm)による単位変換ミスなどに注意する必要がある。

③小・中学校費

○測定単位

児童(生徒)数・学校給食及び就学援助に要する経費を算定

学級数・建物等の維持修繕並びに教育教材及び

び学校図書館図書整備に要する経費

を算定

学校数・学校医等に対する報酬及び学校情報

化に要する経費を算定

○確認事項

a) 児童数・生徒数・学校数

・当該年度の学校基本調査の数値と一致しているか。

・市町村立の特別支援学校の小中学部の児童数・生徒数及び学校数が含まれていないか。

・学校教育法の規定によって委託した児童(生徒)があるときは、当該委託児童(生徒)の数は、当該委託された市町村の児童(生徒)の数とみなしているか。

・在学児童(生徒)を有しない学校は除いてあるか。

・学校教育法施行令の規定によって分校として当該都道府県の教育委員会に届出のあったものは独立の学校とみなしているか。

b) 学級数

・義務標準法施行規則第二条に基づく文部科学大臣に対する報告書に準じているか。

・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び同法施行令に規定する学級編成の標準によって算定した学級数であるか。

・学校基本調査規則によって調査した実学級数を計上していないか。

c) スクールバス

・児童(生徒)の通学の用に供するため市町村が運行しているバスか。

・児童(生徒)の通学の用に供するため他のもの(バス会社等)に運行を委託したものも含んでいるか。

・特別支援学校の児童(生徒)の通学の用に供するためのものは除いているか。

年間を通じて登下校のために運行されているか。(季節的に運行されているものや、登校又は下校時のみに運行されているものは除いているか。)

・定員(運転手を除いて十人以上)を満たしているか。

・スクールバスを児童(生徒)の通学以外の目的で運行し、又は便乗により利用している場合(登下校運行時以外は市町村営バスとして運行)は、運行日誌等で使用状況を管理しているか。

d) 教育扶助受給児童(生徒)数

・厚生労働省が実施する被保護者調査において、基準日において教育扶助を受けた児童(生徒)の数として報告した数字か。

e) 学校給食実施児童(生徒)数

・文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、基準日において完全給食を受けた児童(生徒)の数、補食給食を受けた児童(生徒)の数及びミルク給食を受けた児童(生徒)の数として報告した数字であるか。

・児童(生徒)の通学の用に供するため他のもの(バス会社等)に運行を委託したものも含んでいるか。

・特別支援学校の児童(生徒)の通学の用に供するためのものは除いているか。

・年間を通じて登下校のために運行されているか。(季節的に運行されているものや、登校又は下校時のみに運行されているものは除いているか。)

・定員(運転手を除いて十人以上)を満たしているか。

○ 錯誤内容

c) の「スクールバス」の計上誤りが近年発生している。乗車定員に運転手を含めてしまい、普通交付税措置対象外のバスを誤計上するというケースが見受けられる。

また、錯誤ではないものの、児童生徒を乗せたことが確認できる書類が十分でない団体も見受けられ、特に、スクールバスと市町村営バスとの兼用で運行している場合において、往路復路ともに児童生徒が利用したことが確認できる書類を整備しておく必要がある。

④ 港湾費

○ 測定単位

港湾及び漁港における係留施設の延長…

港湾及び漁港における事務費及び維持管理費を算定

港湾及び漁港における外郭施設の延長…

港湾及び漁港における施設費を算定

○ 確認事項

a) 係留施設及び外郭施設延長

- ・ 港湾（漁港）台帳記載の数字か。
- ・ 港湾（漁港）台帳は帳簿の図面をもって組成しているか。（区域平面図、施設位置図及び施設断面図が整備されているか。）
- ・ 基準日までに港湾（漁港）台帳への施設の記載がされているか。（施設の完成が前年

度であっても、台帳への記載がなければ基礎数値にはできない。）

・ 前年の三月三十一日以前の災害により、現在において機能を失っている施設については、復旧工事によって機能回復するまでの間は台帳に記載されている数字から除外されているか。

・ 同一の区域につき、港湾と漁港が二重に指定されている場合は、全施設港湾台帳に記載されるが、漁港として使用され、漁港台帳に記載されているものは漁港として算定し、残余の部分を港湾として算定しているか。

・ 台帳記載のものであっても、当該団体の経費を負担しないものについては数値から除外されているか。

・ 係留施設又は外郭施設の新設等によって効用を失っている旧施設について、台帳記載のものであっても、数値から除外しているか。

・ 港湾又は漁港区域内の海岸保全施設及び道路護岸は、交付税算定上は港湾又は漁港の数値として積算されているか。

・ 外郭施設延長を測定単位とするものについては、二以上の地方団体が経費を負担する港湾（漁港）にあつては、経費負担割合による按分後の数値が基礎数値となっているか。また、按分率の根拠が示しているか。

ては、省令附則第二条第五項の特認港湾（漁港）以外は管理主体別に算定されているか。

○ 錯誤内容

係留施設延長や外郭施設延長の把握誤りが見受けられる。

原因としては、担当課が台帳の積算根拠について理解していない。（過去からの引継ぎとして認識していない。）

港湾等施設については、近年改良等が行われている場合も想定されるが、災害による施設の消失や周辺道路の改良等の影響による施設延長や施設区分の変更等もあることから、毎年度十分現況と台帳を突合した上で基礎数値を報告することが必要である。

3 基準財政収入額における錯誤

① 市町村民税・均等割

○ 算定基礎

均等割…個人均等割・法人均等割

○ 確認事項

a) 個人均等割

- ・ 納税義務者数が「市町村課税状況等調」第一表の「個人均等割」のうち「納税義務者数」の計の欄と一致しているか。

b) 法人均等割

・納税義務者数が「市町村課税状況等調」第一表の「法人均等割納税義務者数」欄の数値と一致しているか。

* a、bともに市町村課税状況等調の数値に異同があった場合は（当該数値が修正された場合は）、錯誤措置を行うこととなっている。

○錯誤内容

新規法人の算入漏れや延長法人・廃止法人の算入誤り、税率区分の捕捉誤りが見受けられる。

②固定資産税

○算定基礎

土地：地積・平均価格・軽減額
家屋：家屋の床面積・家屋の平均価格

○確認事項

a) 土地

- ・当該年の一月一日現在において、土地課税台帳及び土地課税補充台帳に登録されるべきであった土地の地積であるか。
- ・当該年度概要調書による平均価格を用いているか。

- ・法定免税点未満のものの価格、課税標準の特例による減少額、負担調整措置の特例による軽減額、特定市街地区域農地に係る軽減額について、地目・用途・乗率に誤りがないか。

b) 家屋

- ・当該年の一月一日現在において、家屋課税台帳及び家屋課税補充台帳に登録されるべき家屋の木造、非木造別の床面積であるか。
- ・当該年度概要調書による平均価格（木造・非木造別）を用いているか。

- ・法定免税点未満の家屋の総価格及び課税標準の特例について、施設・乗率・期間等に誤りがないか。

- ・新築住宅等の減税額について、対象家屋、適用期間（三年・五年・十五年等）に誤りはないか。

○検査結果

現況地目・用途の認定誤り非課税用地の捕捉誤り、地積修正が見受けられる。

減失捕捉漏れ、新築住宅特例の適用誤り、評価誤りが見受けられる。

③軽自動車税

○算定基礎

台数

○確認事項

- ・基礎数値が、賦課台帳に記載された、当該年度の四月一日現在の台数であるか。

- ・非課税に係るものは除き、減免・課税免除に係るものは含まれているか。

○錯誤内容

異動通知の遅延・申告漏れにより課税しているものや賦課期日前に盗難されたもので課税後に発覚したもの、所有者変更等による二重課税や減免分の算入漏れが見受けられる。

収入の各項目の原因については、交付税の算定に係る数字報告と交付税検査時での数字が違うため、構造上錯誤がでることが仕方無い部分はあるが、一方で報告時に計上単位を間違えるなどの状況もある。

4 おわりに

交付税の算定において担当として、前年度数値との差異等を分析するなど、基礎数値の内容を可能な限り把握していただく必要がある。

しかしながら、多種多様な基礎数値の内容を交付税担当だけですべて把握することは困難であることから、該当の基礎数値が算定にどのように用いられ、どのような影響を及ぼすのかを十分理解していただくことが不可欠である。

それには、各担当課と交付税担当者との意思疎通を十分に行っていただき、公平で公正な交付税算定をお願いしたい。

(参考資料)

市町村分地方交付税の算定に用いた資料に関する検査について

〔平成19.4.1 総財交第42号〕
自治財政局長から各都道府県知事あて

市町村分地方交付税の算定に用いた資料に関する検査について、別紙のとおり地方自治法第245条の9第1項の規定に基づく処理基準を定めたので、十分留意の上、その徹底を図るようお願いします。

なお、平成12年4月1日付け自治交第14号各都道府県知事あて自治事務次官通知「市町村分地方交付税及び地方特例交付金の算定に用いた資料に関する検査について」は廃止します。

別紙

第一 目的

市町村に係る地方交付税（以下「交付税」という。）の額の算定に用いた資料の検査等について、その指針を定め、もって交付税算定の正確を確保し、その配分の公正を期することを目的とする。

第二 検査の対象

都道府県知事は、市町村（地方交付税法施行令第3条に規定する市町村を除く。以下同じ。）に係る交付税の算定に用いた資料の全部を検査すること。

第三 検査計画の策定

- 1 都道府県知事は、検査計画を作成し、毎年度別に通知するところから従って総務大臣に提出すること。
- 2 検査計画は、次の基準に従い、未検査のすべての資料について検査することとしなければならないこと。
 - (1) すべての市町村について少なくとも3年以内に検査するように、毎年度管内市町村の3分の1以上の市町村について検査を行うこととする。
 - (2) 前記の通常の検査のほか、特に検査を行うことが必要と認められる市町村（以下「特定市町村」という。）については、当該団体の規模に応じて特に所要の検査人員と日数を十分確保して検査を行うこと。

第四 検査に当たっての注意点

- 1 検査は、検査計画に従って、当該市町村に出向いた上で、交付税関係法令の規定に従って行うこと。
- 2 検査に当たっては、単に錯誤及び虚偽行為による不当な記載（以下「錯誤等」という。）の発見に止まらず、すすんで錯誤等の原因を探究し、その原因の除去に努めるものとし、特に法令の理解及び諸統計・諸台帳の整備状況に留意し、検査を通じて交付税制度の本旨、構造及び算定方法についての理解が徹底するように努めること。

第五 検査の結果の報告

- 1 地方交付税法第17条の3第2項の規定による検査の結果は、検査の実施状況、市町村別事項別の錯誤等の理由、金額並びに都道府県知事の当該錯誤等についての具体的な措置、助言等の状況及び意見について、毎年度別に通知するところから従って総務大臣に報告すること。
- 2 特定市町村に係る検査の結果については、検査後速やかに総務大臣に報告すること。

地方財政の健全化の見直しについて

市町村課主事（企画財政担当） 平 山 遼 太

はじめに

地方分権が進められる一方で、自治体の責任も強化されつつある。平成二十一年度から全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）では、夕張破綻のような悲劇を二度と繰り返さないために、自治体に財政の健全化に関する財政指標を公表させ、議会がその内容をチェックする責務を負いながら、財政再建を促していくことを柱とした早期是正・再生スキームとして運用されることとなった。

健全化法の全面施行後最初の平成二十年度決算においては、早期健全化基準以上の団体が二十二団体（うち財政再生基準以上の団体は一団体）にのぼっていたが、各地方公共団体において、財政健全化の努力を続けてきた結果、直近の平成二十六年年度決算では、早期健全化基準以上の団体は一団体（うち財政再生基準以上の団体は一団体）のみとなるなど、地方財政の健全化には一定の進展が見られた。

一方、健全化法については、全面施行から五年以上が経過し、現行制度では必ずしも対応しきれっていない財政負担の把握等の課題が指摘されるとともに、公共施設等の老朽化対策の必要性等の課題も生じていることから、総務省において、平成二十六年十一月に「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」が設置され、昨年十二月に報告書が取りまとめられた。本稿では、同研究会の報告書で述べられ

た今後の地方財政の健全化について考察したい。

健全化法の課題への対応

「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」報告書では、

- ① 一般会計から第三セクター等に対して反復かつ継続的に行われている短期貸付が、健全化判断比率上、捕捉されていないこと
- ② 基金から一般会計等への年度を越えた繰替運用が、資金の不足として認識されないこと
- ③ 公有地信託に係る損失リスクが、健全化判断比率上、捕捉されていないこと

について、現行制度では、地方公共団体の実質的な財政負担の状況を十分に表していないのではないかと、この指摘がなされている。

また、健全化判断比率については、「当該団体が財政再生基準や早期健全化基準を下回っているかどうか」という側面と「当該団体の財政分析の中で健全化判断比率をどのように評価するか」という二つの側面を有しており、後者の財政分析の観点からも今後の方向性が示されている。以下では、報告書で言及された内容を引用しながら今後の方向性について述べさせていただく。

- (1) 第三セクター等に対する短期貸付に係る見直し

① 反復かつ継続的に行われ、かつ返済が出納整理期間に行われているもの「単一口」（資料1）

単コロとは、一般会計からの次年度の短期貸付金を財源とする第三セクター等からの償還金を出納整理期間中に、一般会計の当該年度の歳入とすることを繰り返す手法であり、経営状況が悪く、市中銀行等から資金調達できない第三セクター等を地方公共団体が支援するために行われているのが実態である。当該第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済が行われなくなる（当該地方公共団体の負担になる）おそれを含んでいる。

報告書においては、本来、経営状況が悪い第三セクター等に対して資金を供給し続ける必要があるのであれば、反復かつ継続的な短期貸付ではなく、実態に即して、長期貸付又は補助金の交付等によって対応すべきであり、貸し倒れになるリスクを潜在化させたまま、短期貸付を反復かつ継続的に行うことは、健全化法の趣旨から、適切な財政運営とは言えず、毎年度の返済が出納整理期間に行われることが常態化しているのは、地方自治法に定める会計年度独立の原則の趣旨に反した不適切な財政運営であると指摘がなされている。

また、健全化法においては、退職手当支給予定額や損失補償債務等のうち、地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものは、将来負担比率として算定されており、こうした点からも単コロについても将来負担比率への反映を検討すべきであり、貸付先の第三セクター等の経営状況に応じて、地方

公共団体が負担することが見込まれる額を算出する仕組みについても検討すべきであるとの指摘がなされている。

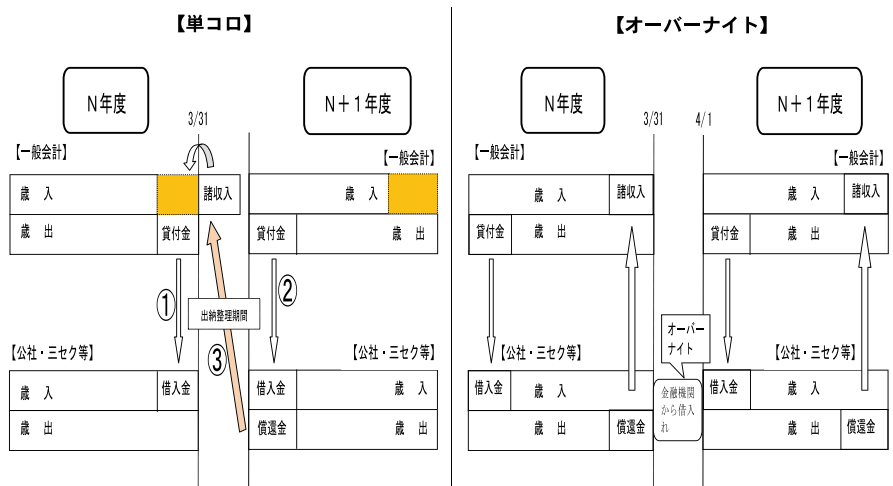
②反復かつ継続的に行われているもので、①以外のもの「オーバーナイト」（資料2）

地方公共団体から第三セクター等に対する短期貸付の中には、毎年度、反復かつ継続的に行われているが、返済は年度末までに行われているものもある。第三セクター等が地方公共団体への返済のため、一般的に年度末の日をまたいで二日間（数日間）数ヶ月間の場合もある。）のみ金融機関から資金を借り入れる。いわゆる「オーバーナイト」と呼ばれる財政運営手法である。

オーバーナイトは、経営難の第三セクター等への経営支援のために行われる場合もあるが、第三セクター等の資金調達コスト（金利負担）軽減や、地方公共団体と第三セクター等が協調して行う制度融資（中小企業等への低利融資）などのために行われる場合もある。ただし、第三セクター等の経営状況が急に悪化し、年度末の返済原資を工面できなくなった場合には、地方公共団体に対する返済が滞るおそれがあり、貸付を行っている地方公共団体が一定の財政負担リスクを負っているという点では、単コロと同様である。また、その財政負担リスクは、現行制度上、健全化判断比率としては捉えられておらず、潜在化しているという点でも、単コロと同様である。

（資料 1, 2）

単コロ・オーバーナイトのイメージ



報告書においては、反復かつ継続的な短期貸付を行わなければならない状況が固定化しているのであれば、実態に即して、長期貸付又は補助金の交付等による対応を検討することも必要であると考えられ、また、オーバーナイトは、毎年度の返済が出納整理期間に行われているわけではないから、一概に不適切な財政運営であ

るとは言えないが、規律ある財政運営のためには、地方公共団体の実質的な財政負担リスクを客観的に把握できるよう、制度的に手当てすることが必要であるとの指摘がなされている。

そこで、オーバーナイトを行っている地方公共団体に対しては、実態に即した財政運営が行われるよう、必要に応じて長期貸付等への切り替えを促すべきであり、オーバーナイトの形で貸付を続ける場合でも、当該地方公共団体が実質的に負担することが見込まれる額について、将来負担比率への反映を検討し、貸付先の第三セクター等の経営状況に応じて、地方公共団体が負担することが見込まれる額を算出する仕組みについても検討すべきとされている。

(2) 年度を越えた基金の繰替運用に係る見直し

繰替運用とは、地方公共団体内部で、資金を融通させるため、基金に属する現金を一時的に一般会計等に繰り替えて使用することであり、中には、年度を越えて継続され、しかも長期にわたってその状態が続いているものがある。

このような年度を越えた繰替運用を行っている場合、実質的には、一般会計等に資金の不足が生じているにも関わらず、それが地方公共団体の予算・決算や健全化判断比率上、必ずしも明らかにされていない状況となっている。一方、基金も当該地方公共団体が保有している現金には違いなく、基金設置条例に反しない範囲で使用することができるものであるから、年度を越

えた繰替運用を行っていることのみをもって、当該地方公共団体が資金不足状態に陥っており不適切と言いつけることはできない。

報告書では、単に年度を越えた運用であるというだけで、直ちに不適切な基金の運用であるとは言えないことから、基金運用の具体的な内容に照らし、安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）が満たされているかどうかという点に着目し、年度を越えた繰替運用については、実態に即した財務状況の開示が行われ、住民や議会等から、客観的なチェックができるようにするため、地方公共団体の決算書の「財産に関する調書」（地方自治法施行規則第十六条の二）等において、具体的な内容が確実に記載されるようにするための措置を検討すべきとの方向性が示されている。

(3) 公有地信託に係る見直し

自治体が所有する公有地は、地方自治法第九六条第一項第七号、第二三七条第三項及び第二三八条の五第二項の規定により、信託することができるとされている。

近年、信託事業で発生した損失について、受託者から受益者（地方公共団体）に対して損害賠償請求がなされ、地方公共団体が多額の支払いを余儀なくされる事例が複数出てきており、地方公共団体にとっての財政リスクをはらんでいる。

このため、当該報告書においては、公有地信託のうち、当該地方公共団体が実質的に負担す

ることが見込まれる額について、将来負担比率に反映させることを検討すべきとの方向性が示された。

(4) 財政分析のあり方

地方公共団体の財政分析については、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、健全化判断比率や財政力指数、経常収支比率といった既存の財政指標では、資産の老朽化度合いまでを把握することができないという新たな課題も生じている。

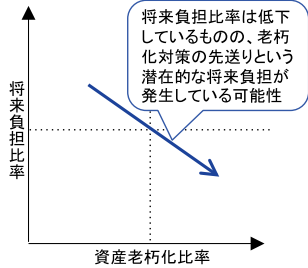
今後人口減少が進む中で、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化といった老朽化対策に本格的に取り組むためにも、資産の老朽化度合いを何らかの方法で把握することが求められる。

既に各自治体において取り組んでいたが、平成二十八年年度決算から、総務省が示した統一的な基準による財務書類を作成し、予算編成等に積極的に活用することが要請されている。統一的な基準による財務書類を作成するためには、公表を前提とした固定資産台帳の整備が必要となるが、当該台帳には公共施設等の取得価額や耐用年数、減価償却累計額等が記載されているため、これらの情報を活用することにより、「資産老朽化比率」の算定が可能となる。地方公共団体の財政分析については、ひとつの財政指標だけで判断するのではなく、様々な観点から分析することが重要となっており、研究会報告書では、以下の組み合わせについて、言及がなされている。

(資料3, 4)

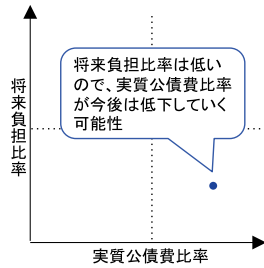
(1) 将来負担比率と資産老朽化比率の組合せ

- 将来負担比率について、資産老朽化比率と組み合わせることで分析することにより、老朽化対策の先送りという将来負担も含め、将来負担をより総合的に捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が低くても資産老朽化比率が高ければ、老朽化対策の先送りという将来負担が潜在している可能性が判明する。



(2) 将来負担比率と実質公債費比率の組合せ

- 将来負担比率について、実質公債費比率と組み合わせることで分析することにより、フローとストックの両面から将来負担を捉えることができる。
- 例えば、将来負担比率が高い場合に実質公債費比率も高いのはある意味当然であるが、実質公債費比率が高くても将来負担比率が低ければ、実質公債費比率が今後は低下していく可能性が判明する。



① 将来負担比率と資産老朽化比率の組合せ
(資料3)
将来負担比率には、地方債現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額等が含まれているが、公施設等の将来的な更

新経費までは含まれていない。一方、公会計により資産老朽化比率を把握することができるため、将来負担比率について、資産老朽化比率と組み合わせることで分析することにより、老朽化対策の先送りという将来負担も含め、将来負担をより総合的に捉えることができる。

② 将来負担比率と実質公債費比率の組合せ
(資料4)

将来負担比率はストックの指標、実質公債費比率はフローの指標であるが、将来負担比率と実質公債費比率を組み合わせることで分析することにより、健全化法上のフローとストックの両面から将来負担を捉えることができる。将来負担比率と実質公債費比率の対象範囲に差はあるものの、例えば、実質公債費比率が高くても将来負担比率が低ければ、実質公債費比率が今後は低下していく可能性が判明する。

おわりに

我が国が本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、今後、その対策として、人口減少・少子高齢化に歯止めを掛けるための施策をさらに積極的に打ち出すとともに、人口減少・少子高齢化に適合した持続可能な社会を構築するといった両面からのアプローチが必要になってくると考えられる。過去に建設された公施設等がこれから大量に更新期を迎える中で、地方創生を力強く推進しつつ、厳しい財政状況に対処

するためには、地方財政の健全化を図りながら、公施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見通しを行い、公施設の最適化を図ることが重要となる。

各市町村においては、平成二十八年度中の公施設等総合管理計画の策定とともに、平成二十八年度の決算からは、固定資産台帳の整備を前提とした発生主義・複式簿記を基礎とした財務書類の作成を求められるなど、新たな対応を求められている。

これらの取り組みや「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」の報告書を踏まえた財政健全化の運用の見直しにより、一層の健全化の推進と、限られた資源を賢く使い、持続可能な自治体運営を目指すための環境が整いつつあると考えられる。

他方、これらをよく機能させるためには、自治体職員自らが、全体像を理解しながら、これらのツールを積極的に活用するという姿勢がこれまで以上に求められている。

「四国の右下」南部圏域における 移住・定住施策について

南部総合県民局経営企画部主事（地域振興担当） 齋藤 千絵

1 はじめに

平成二十七年は地方創生元年と言われ、各市町村は人口減少を少しでも食い止めるべく人口ビジョンを立て、それを実現するための総合戦略を策定した。

徳島県でも、移住・定住のための施策として、「とくしまで住み隊」の会員を募集するなど、移住希望者に支援をしていくさまざまな事業を始めている。

南部圏域は、海、山、川などの豊かな自然や世界的企業など様々な地域の固有の資源を有する一方で、過疎・少子化の急速な進行や主要産業である農林水産業の就業者の減少など多くの課題を抱えている。

その課題を解決すべく移住・定住施策について、南部総合県民局での取り組みについて紹介していきたい。

2 「四国の右下」

若者創生協議会を設立

四月九日「四国の右下」若者創生協議会創立総会が開催された。

この協議会は徳島県の南部圏域の人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるべく、南部総合県民局・阿南市・那賀町・牟岐町・美波町・海陽町とで設立された。

「サテライトオフィスの更なる誘致拡大」と「地域を活性化したいと考える若い世代にター

ゲットを絞った戦略的な移住・定住促進」を目的とし、情報発信、起業支援、サテライトオフィスの誘致拡大、住宅支援を四本の柱として協議会を立ち上げた。

(1) 「地域の魅力」「仕事」「住居」を併せた情報発信

① 「四国の右下」移住ナビホームページとFacebookでの観光やイベント情報のウェブブック化を図った。

② 移住イベントの平成二十八年一月十七日に東京ビッグサイトで行われた「JON N 移住・交流&地域おこしフェア」に参加した。



「移住フェア」の様子

(2) サテライトオフィスの誘致拡大

① オフィス開設に関心のある企業に対する認定制度の創設

② 県内アクティビティを組み合わせた視察ツアーの実施

③ 視察相談、町内案内等に対応する総合相談窓口の配置

④ IT系企業情報サイト等への情報発信

⑤ ビジネス

フォーラム
などでのサ

テライトオ

フィス誘致

PR

⑥ アプリ開発

合宿の開催

(大学生な

ど若者を対

象に、地域

課題の解決をテーマにした合宿を開催し、地
域活性化と未来の移住候補者の確保を図る。



インターンシップ事業

(3) 起業支援 (ナリワイづくり)

地域おこし協力隊等移住者が任期満了後も地
域に定住できるように、小さな起業に向けた各種
研修会を開催した。

① 「四国の右下」若者創生シンポジウムの開催

テーマを「ナリワイづくりで地域づくり」と
して、平成二十七年七月二十九日(水)に美波
町のコミュニティホールで行われ、二百名の方
が参加した。

基調講演「半農半X流スモールビジネスのつ
くり方」自分資源と地域資源を組み合わせて
〜と題し、半農半Xという言葉を生み出した
半農半X研究所代表 塩見直紀氏に講演をいた
だいた。その後、パネルディスカッション「ナ
リワイづくりで地域づくり」と題し、地域

で活躍されている移住者にパネリストとして参
加していただいた。

プログラム	
18:30	受付開始
19:00	開会・あいさつ 『四国の右下』若者創生協議会長
19:05	基調講演 半農半X研究所 塩見直紀氏
20:10	パネルディスカッション コーディネーター 澤田俊明
	パネラー 塩見直紀 島高仁志 乃一美智子 山下拓実
20:50	質疑応答
21:00	閉会

基調講演者プロフィール

塩見直紀 (半農半X研究所代表)

経歴
1965年4月、京都府綾部市生まれ。現在、京都府綾部市在住。大学卒業後、カダログ運搬会社「フェリスモ」、入社(1989年4月～1999年1月までの約10年在籍)
1999年1月、33歳を境に職を離れフリーター。
2000年1月、「半農半X研究所」を設立。移住先である在任の作家・藤野野矢・藤野野矢のライフスタイル「半農半X」というコンセプトを確立し、1995年ころから21世紀の生き方、暮らし方として、「半農半X」というコンセプトを確立している。
2010年より、徳島大学総合社会科学研究科の「オーガニック生活・社会デザイン論」編成講師(教務期間)、2012年より、総務省「地域人材ネットワーク」(データベース)に登録される。
総務省「地域人材ネットワーク」(データベース)に登録される。

お問い合わせ
『四国の右下』若者創生協議会事務局
徳島県南部総合振興局 経営企画部
TEL.0884-74-7317
※内容、出席費につきましては詳細ページにより変更される場合がございます。

「四国の右下」若者創生シンポジウム開催

テーマ「ナリワイづくりで地域づくり」

費用は、参加費はなし「豊かな自然」、「魅力ある人」文化、があります。今までにはなかった仕事や、暮らし方を一緒に考えてみませんか？

日程 平成27年 7月29日(水)
PM 19時00分～PM 21時00分まで

会場 美波町コミュニティホール(美波町役場)
徳島県美波町美波町奥内字本村2 2 1

参加費 無料

基調講演
『半農半X流スモールビジネスの作り方』
～自分資源と地域資源を組み合わせて～
半農半X研究所代表 塩見直紀氏

パネルディスカッション ～ナリワイづくりで地域づくり～
コーディネーター 澤田俊明(徳島大学客員教授)
パネリスト 塩見直紀(半農半X研究所代表)
島高仁志(那賀町地域おこし協力隊)
乃一美智子(海陽町女性農業者)
山下拓実(株式会社あわえすてプロデューサー)

主催 『四国の右下』若者創生協議会(同実行、那賀町、美波町、海陽町、徳島県南部総合振興局)

② 第一回「四国の右下」若者創生ナリワイづくり塾

平成二十七年十月八日(木)に南部総合振興
局美波庁舎で開催した。

地域おこし協力隊から現在も神山町に残られ
活動しておられるNPO法人里山みらいの有正
あかね氏をお招きし、事例を紹介していただいた。
その後、ワークショップ(コーディネート
徳島大学客員教授 沢田俊明先生)を行い、ど

のように起業していくか、何が問題点かなどの
あがり出しを行った。

③ 第二回「四国の右下」若者創生ナリワイづくり塾(先進地視察)開催

平成二十七年十一月二十五日(水)に徳島市
の「ナガヤプロジェクト」にて森哲平氏から「お
となり3のナリワイ」の事例紹介と視察をさせ
ていただいた。

④ 第三回「四国の右下」若者創生ナリワイづくり塾

平成二十八年二月九日(火)、二十二日(月)、
三月八日(火)、十五日(火)の四回にわたり、
産業振興機構の長尾コーディネーターを講師と
し、創業準備についての講義を行った。

⑤ 第四回「四国の右下」若者創生ナリワイづくり塾

平成二十八年二月二日(火)～五日(金)に
わたり、那賀町わじき温泉などでまちむら交流
機構の宍戸信一氏他の方を講師としてグリーン
ツーリズムインストラクター育成スクールを開
催した。

(4) 住宅支援体制の構築

① 必要最低限の改修費や耐震補強費の調査、改
修前及び改修後の図面等のデータ化を各市町
一件行っ。

② 当該データを上記情報発信事業で作成するサ
イトで使用

以上の四つを柱として、移住定住人口増加を図

り、「地方創生」・「持続可能な地域づくり」を
目指して創設された。

3 その他の取り組み

・南部圏域移住関係担当者会の開催

七月二十三日に圏域内のみで担当者会を行い、各市町の現在の取り組みや状況を報告していただき、全国移住ナビの活用や課題について話し合った。

・地域イノベーター創生事業

この事業は、公募型プロポーザルにより企画提案を募集したものである。

地域の特性を活かしながら課題解決に取り組むため、圏域外から「地域を活性化したい」と考える若者をターゲットに、就業・移住希望者を募り、圏域をフィールドとした魅力ある研修プログラムを実施し、人材育成と就業支援を推進するとともに、人材の呼び込みと定住を図ることを目的とした。

要件としては、生活の拠点を圏域外から圏域内に移し、住民票も異動させた者を新規雇用することである。その後、新規雇用者が圏域内の定住を研修終了後においても期待される事業である。

今年度は五社、六名の方が採用された。

4 平成二十八年以降の展開

今後の展開としては、平成二十七年度の取り

組みを活かしながら、更なる事業展開を行っていく予定である。

・社会起業家を育成・支援する首都圏のNPOやマスコミと協働し、自ら仕事を作りながら移住してくれる人材を誘致。都市部の創業者人材誘致

・移住者の獲得に不可欠な「ぎっかけ」づくりとして戦略的な情報発信

・「四国の右下」移住アドバイザーを配置するなどの移住相談体制の強化

・モデル事業として「お試しツアー」や「お試し滞在」を実施し、「四国の右下」版CCR Cの推進

・サテライトオフィスの誘致拡大としては、圏域内他地域への更なるサテライトオフィス創業の拡大のため、都市部企業（循環型サテライトオフィス）と地元企業（滞在型サテライトオフィス）とがコンソーシアム形式で連携していく。情報発信、コンシェルジュ、認定制度、人材育成を四本の柱とし、ますますの制度の充実を図っていく。

まずはサテライトオフィス体験をしていただき、循環型のサテライトオフィスへ、そして最終的に滞在型のサテライトオフィスへとステップアップしていただくことを目標としている。

5 おわりに

奇しくも、平成二十八年三月二十九日阿南市と牟岐町・海陽町それぞれとの定住自立圏の調

印式が共同で執り行われた。阿南市と那賀町・美波町とでそれぞれ平成二十三年三月に既に調印されていたので、これにより南部圏域「四国の右下」がすべて結ばれたこととなった。定住自立圏は阿南市とそれぞれの町が結ばれているが、阿南市が中心となりその一市四町ですます協力し合うこととなると思われる。

圏域内が結ばれることにより、これからいろいろな面において南部総合県民局の役割が更に大きなものとなるのではないかと考えられる。互いの市町が連携を行っていくためにも、きめ細やかな支援と情報共有は欠かせない。若者創生協議会と定住自立圏との相乗効果ですますの協力を図りたい。

課題解決のためにも、移住の取り組みを今だけの事業としてではなく、これらをブラッシュアップしながら継続していく必要があると思われる。

これから全国各地で移住希望者を取り合いになる中で、移住希望者の関心を何で引き寄せるか、ぎっかけづくりになるような興味を持てる事業をしていかなければならない。まずは地域と交流していただき慣れ親しんでいただく。その後移住、更には定住へと繋がるような、つまりは人と人が繋がるような事業を段階的に進めていく必要がある。

これから、若者たちだけでなく、老若男女が生き生きとした人たちが溢れるよう、「四国の右下」南部圏域全域が、ますます事業を展開していかなければならない。


B 実務コーナー
Business

「にし阿波BIZ」とは？

西部総合県民局企画振興部主事（にし阿波振興担当） 吉本 晃子

こんにちは、にし阿波BIZです。
平成二十七年八月七日。蝉しぐれの降り注ぐ、真夏日。にし阿波を代表するスペシャリスト達が西部総合県民局の一角に集いました。
産・官・学・金・労・言の連携体「にし阿波・地域連携ビジネス創出支援事業運営協議会」の誕生です。（以下、にし阿波BIZ）
にし阿波BIZの仲間達と構成委員は次のとおりです

- ① 産 商工会や、産業振興機構
- ② 官 4市町、県民局の
企画・産業担当部署
- ③ 学 高校、大学
- ④ 金 地方銀行や信用保証協会
- ⑤ 労 ハローワーク
- ⑥ 言 地元新聞



徳島西部は、いい資源を持っています。それぞれの市町に美味しい食べ物があり、力リスマ性のある人が居ます。
ところが町職員の経験からしまして、市町村境をこえて、何かしようとする、とたんに難

▼にし阿波BIZのおさいふ

●●●平成27年度 収支予算●●●		
1 収入の部		
区分	本年度予算額	備考
負担金	3,300,000	県 1,900千円 各市町 350千円×4
合計	3,300,000	
2 支出の部		
区分	本年度予算額	備考
報償費	500,000	
旅費	720,000	各市町プロジェクト関連事務費 (フィールドワーク)など 700千円×4
費用弁償	120,000	
需用費	1,400,000	
寄託料	200,000	
役務費	120,000	県 PRイベントなど 500千円
使用料及び借料	240,000	
合計	3,300,000	

しくなるのです。
資金は町（市・村）税だし、町のものを買うためだけに使うべきじゃないのかな？町全体を公平に扱うために均等に費用配分するべきではないのかな？ジレンマがあるので。
にし阿波は、一市二町を縦横無尽に動けるフットワークを利用することにしました。
市・町の境を越えて情報を提供し、纏まって活動できるように調整するのです。
ところで「にし阿波BIZ」という名前から解るように、課題解決の手法はビジネスです。
ところが私たちは、商売を知らない公務員です。物を売ったこともない公務員が商売を先導できるわけがありません。
そこで、各分野のプロフェッショナル達に加わって頂くことになりました。

こうして、にし阿波B-I-Zは誕生しました。

では、生まれただけの「にし阿波B-I-Z」が八か月間でやってきたことを、事業計画にそって見ていきたいと思えます。

～平成27年度 事業計画～

- (1) 各市町プロジェクトの実施
- (2) 部会の設置
- (3) 情報発信、広報活動の推進
 - ・構成団体のHPやセミナーで情報発信
 - ・首都圏等にある企業や大学等へのPR
- (4) 情報共有、情報交換
 - ・FacebookなどSNSを活用
- (5) 関係機関、団体との連携
- (6) 事業推進のための会議の開催

mission 1

各市町プロジェクトの実施

野菜戦隊シンセンジャー！

シンセンジャー・パープル（なす）、シンセンジャー・レッド（いちご）。東みよし町の新鮮野菜を擬人化した正義の味方、シンセンジャー。

これは、東みよし町で関西学院大学の四人が行った、フィールドワーク成果発表の様子で



す。

長く住んでいると、ふるさとの魅力や、課題が分からなくなるときがあります。

そして圧倒的に足りないのが大学生の年代の視点です。

そこで行ったことが、「大学生を活用したフィールドワーク（以下、ユヰ）」です。

今年度、多くの大学生が、にし阿波を訪れ、地域の方と触れあいながら課題解決に取り組みました。

【美馬市プロジェクト】



ユヰ実施日：平成二十七年八月十日～十二日、平成二十七年八月三十一日～九月六日

特定非営利活動法人鴻鵠塾主催「※四国がすがいプロジェクト」を美馬市を舞台に展開（※学生と社会人が参加し、企業の課題解決実施までを体験するプロジェクト）

・参加者：首都圏の大学生六名
・美馬市の地域活性化をテーマにユヰを実施。

発案した農家民泊でのテストイベント、郷土料理を作る交流イベントを開催

・成果発表会：平成二十七年九月十九日東京（鴻鵠塾の事業としての発表）、平成二十七年十一月二日美馬市役所六吹庁舎

・学生からの提案

・地域の魅力発信・交流促進を図る学生団体の立ち上げ

・学生と地域を巻き込んだ交流事業の実施

【三好市プロジェクト】

ユヰ実施日：平成二十七年九月十四日～十七日

・立教大学の大学生二十二名

・住民との意見

交換や古民家再生事業者等

への聞き取り

を実施。観光

による地域振

興の課題解決

策を考察

・成果発表会

平成二十七年

九月十七日池

田総合体育館

・学生からの提案

・日本一幸せな山を目指す

・人間関係、ライフスタイルそのものがこの地域の資源である



この後、三好市E.M.の成果を受け、一般社団法人そらの郷により、新たなスタディツアー商品を造成、H.I.S.など首都圏へのPRを行いました。



【つるぎ町プロジェクト】

・E.M.実施日：平成二十七年十一月二十一日〜二十三日

・徳島大学の大学生十二名
・山間地集落の鳥獣害対策をテーマとしたE.M.を実施。岐阜県で狩猟体験を営む団体「猪鹿庁」へも赴き、その手法も学ぶ。

- ・成果発表会…平成二十八年二月二十六日就業構造改善センター
- ・学生からの提案
- ・ハンターの養成をビジネス化

・「猟猟・解体教育ツアー」、
「狩猟&ビ



ジエツアー」、「狩猟&田舎暮らし体験ツアー」
・ターゲットや料金設定まで踏み込み、具体的に提案。今後は、つるぎ町がブラッシュアップを図り、平成二十八年度中のツアー開催を目指す。

【東みよし町プロジェクト】

・E.M.実施日：平成二十七年十一月八日〜九日、平成二十七年十二月十二日〜十四日

・関西学院大学の大学生四名
・「女子力の活用」「女子力目線」をキーワードに、住民との意見交換や、聞き取り、ワークショップへの参加

- ・成果発表会…平成二十八年二月二十二日吉野川ハイウェイオアシス
- ・学生からの提案
- ・地元産品「木の紙」を使ったカーテン、「いちご」を使った化粧水
- ・「土産物として買うのではなく、地域の人と触れあいながら自ら作るツアーがあれば、女子は食いつきます！」
- ・地元野菜を擬人化した野菜戦隊シンセンジャー

大学生の皆さんによる元気いっぱい成果発表会となりました。

その後、E.M.に参加した大学生の皆さんから、感想を交えた暖かいお礼の手紙も届きました。

mission2

部会の開催

「先輩、この前の三好市のフィールドワーク、どうでしたか」

「フジカワ君よう、それな……」

まるで高校生の先輩と後輩が話しているような会話です。

部会はこのようにラフに話されます。

（※フジカワ君は、にし阿波B-I-Zを運営している係長です）

プロジェクトの成果を実現するため、創業・起業支援、サテライトオフィス誘致、特産品振興など必要に応じて「課題ごと」「事業者ごと」に部会を設置します。

高齢化、販売力不足、後継者問題に直面する事業者。一方で事業拡大、販路開拓を目指す事業者。地域ごとの課題は同じように見えても、事業者ごとでは多種多様なのです。

部会の進行管理は各市町が担当します。

にし阿波B-I-Zのメンバーだけではなく、地域の色んな人や色んな団体の部会は成り立ちます。色んな団体どうしが出会ううちに、ビジネスアイデアだけではなく、新しい人と人とのつながりも作られます。

平成二十七年十月七日は二市二町の商工会経営指導員と行政担当者で、実務担当者部会（物産振興）を開催。今年度の首都圏商談会や見本

市の企画、地域の課題について意見交換をしました。
ところで、今年度は二つの首都圏商談会に参加しました。

・平成二十八年二月三日～五日

「グルメ&ダイニングスタイルショー」

東京ビッグサイト

総来場者二八、七二二名、出店者数二〇五社

東みよし町商工会との連携によりにし阿波

ギフトセットのプロトタイプを出展。

・平成二十八年三月八日～十一日

「FOODEX JAPAN 2016」

幕張メッセ

総来場者七六、五三二名、出展者数三、一九七社

四市町と、各商工会、商工会議所、民間事

業者等とともに

に出展。

各団体によ

り選出された

約六十商品を

展示。

卸売り、小

売り等バイ

ヤーとの商談

を行う。



mission3

情報発信 広報活動の推進

平成二十七年一月十八日、午前六時三十分。
空は漆黒の間。

白い息を吐きながら阿波おどり空港の自動ドアをくぐりました。搭乗受付カウンターには数十人の列。出発時刻表には、欠航、発着見合わせの文字が。

羽田空港へ着くと東京の電車も早朝から欠便、遅延が相次いでいました。

これは、私たちがJTB、H.I.S.など旅行会社と、渋谷のコンサルタントへ営業に出かけた日の様子です。

立教大学生によるLCCで生まれた旅行商品を

～今年開催した部会～

8月20日	実務担当者部会 (Facebookの立ち上げなど)
10月7日	物産担当者部会 (イベントスケジュールなど)
12月7日	ビジネス担当者部会 (企業講義など)
2月25日	にし阿波BIZ協議会部会 (三好市FWの成果を旅行商品へ)
1月8日	物産担当者部会 (Foodex Japan出展など)
3月9日	ビジネス担当者部会 (来年度への課題)

首都圏旅行会社へPRすると、手応えはよく、また、コンサルタントへにし阿波の現状をお話しすると、三月に創業セミナーを行おうという話になりました。

mission4

情報共有、情報交換

申し遅れましたが、執筆者の吉本はにし阿波BIZのFacebook編集長に任命していただいております。

Facebookの利点は即時性です。執筆者は現在六名でやっております。

～載せているのはこんな情報～

・各構成団体が実施する事業、施策

・FWの動き

・にし阿波の人々（地域おこし協力隊や、SO誘致する人々、ゲストハウスをする人々など、もりだくさん！）

特に重要性を感じたのは助成金情報です。

国↓県↑↓市町村はスムーズに通知がとどくのですが、問題はその周辺です。

民間の事業者や、その他団体へ告知するには、あまりに期間が短いのです。広報掲載にも間に合いません。

年明けからは、民間の方が利用できる助成金や各種施策について、できるだけ速く掲載することにしました。

助成金検索に便利な検索エンジンも色々ある

ようです。

・ゆめバンクとくしま（とくしま県民活動プラザ）が運営。コミュニティ助成金などの一覧を随時更新

・ミラサポ（中小企業・小規模事業者向け支援情報。詳細な条件付検索が可能。国・都道府県・市区町村の施策の一覧・比較出力が可能）

・公益財団法人助成財団センター（詳細な条件付き検索により、約一〇〇〇の助成団体が行う助成金の検索が可能）

missions

各団体との連携

ブローカーのようにさまざまなマッチングを調整しています。

1 市町村＋商工団体 ↓

特産振興部会を設置し、随時情報交換。FOODEX JAPAN への協力体制の構築（出展事業者の選定など）

3 信用保証協会＋つるぎ高校 ↓

ビジネス科高校生向けに創業セミナーを開催

4 阿波池田商工会議所＋三好高校＋四国大学 ↓

「もろこし（魚）」の商品化に向けて勉強中

5 市町村＋産業振興機構 ↓

徳島市内の創業セミナーを西部に誘致（二月と三月）

6 NPO（徳島市内の異業種間地域活性化にとりくむところ）＋商工会 ↓

県民局声かけで、小規模零細事業者の新たな特産品開発を支援

つるぎ高校でのセミナー開催時には終了後に高校生から講師あてに手紙が届きました。「周りと葛藤があるが、それでも、自分の道を自分で選択したい」と、書いていました。情熱あふれる講師による熱いセミナーとなりました。

missiong

会議の開催

運営協議会は年二回。緊急時には必要に応じて臨時開催します。

最後に

沖縄ハブ空港について

午前二時。深夜の沖縄空港。暗闇の空から、次々と飛行機が現れてきました。

飛行機は貨物倉庫前に並んでいきます。それまで静かだった貨物倉庫内も、途端にあわただしくなり始めました。

カートが行き交い、場内スタッフが数名のグループになって持ち場へ早足で向かいます。

これは、去年十一月末の沖縄での様子です。

二十四時間発着が可能で、沖縄県協力のもと、税関も深夜検査が可能。飛行機から飛行機へ、その場で荷物を積み替え、アジアの空港へ飛行機は飛び立って行きます。日本からアジア各国への中継地点となつていくことから、沖縄空港のこのシステムは「沖縄ハブ空港」と呼ばれています。日本で唯一の貨物専用機をもつと、国内流通の一大企業ヤマト。その他さまざまな団体の連携のもと二十四時間空港「沖縄ハブ」は生まれました。

国内各空港を離陸してから十二時間で、アジアの空港へ食品等を運ぶこともできます。アジア二十億人の巨大市場がすぐそこに広がっているのです。

にし阿波BIZも、この地域を世界へ発信するため、連携の一助を担っていきたくと思っています。

共に悩みながら、地方の都市から日本の文明を作りあげていきたいと思っています。

こちら編集部

ずいぶん前のことになったが、モンゴルの大草原で開高健がにっこり笑って祝杯をあげるサントリーローヤルのCMは3分近くもあった。

世界中を釣り歩き、モンゴルで釣りあげた幻の巨大魚「いとう」は、同国の環境保護活動の重要なアイテムとなっている。キャッチ・アンド・リリースを広めた昭和の変なおやしである。

彼のことは「幸せになりたいのなら釣りをおぼえなさい」というのがある。酒好き、釣り好きの道楽者の戯れ言と思っていたが、この歳になり、まずいことにその意味が少しずつ分かるようになってきた。

溪流の藤の花が終わるとやがて田植えが始まり、朝の光が徐々に強くなる。まもなく県内の河川は鮎漁が解禁になる。今年も暑い夏がやってくる。川に出よう・・・!

K

最近、甘酒を作りました。テレビやネットでも作り方が紹介されていますが、乾燥米麹と炊飯器で簡単にできます。私が作ったものはかなりどろりとした仕上がりがでしたが、米の粒々の食感と程良い甘みが良く、作りたては本当に美味しいです。砂糖代わりにも使え、豆乳などにも混ぜて飲んでも良いですし、お菓子や料理にも使え重宝できそうです。

甘酒はなかなか飲む機会が少なく、ひなまつりや冬場に飲むイメージでしたが、昔から夏バテ防止に飲まれていたようです。「飲む点滴」とも呼ばれ、疲労回復、美肌効果など良いことづくし。美味しいからと言って飲み過ぎないように注意しつつ、夏本番に向けて甘酒で色々試したいと思えます。

O

阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関するものならテーマは問いません。

情報

『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありますか？あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなたの体験を手記や論文にまとめてみませんか？

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい！」「こんな情報を知りたい！」「こんな記事にもの申す！」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

みなさ～ん
宝くじは徳島県内で
買ってね。



阿波踊りクーちゃん

宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって？それは、徳島県内で売られた宝くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているからさ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。

阿波の自治 vol.88

平成 28 年 6 月 発行

編集・発行 (公財) 徳島県市町村振興協会
〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階
TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail: shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印刷 グランド印刷株式会社

サマー ジャンボ 7億円

1等・前後賞合わせて7億円

1等5億円、前後賞各1億円



サマージャンボミニ 70000万

(発売総額360億円・12ユニットの場合)

7000万円×120本



今年はずいぶん盛り上がるー！
夢おどる2つのサマー

7月6日(水) 同時発売

発売期間：7月6日(水)～7月29日(金) 抽せん日：8月9日(火)

2016年市町村振興宝くじ

公益財団法人 徳島県市町村振興協会

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。